

議 事 日 程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第6号 瑞穂市道路占用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第11号 平成28年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第4 議案第12号 平成28年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第13号 平成28年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議案第18号 平成29年度瑞穂市下水道事業特別会計予算
- 日程第7 議案第19号 平成29年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第8 議案第20号 平成29年度瑞穂市水道事業会計予算
- 日程第9 議案第21号 市道路線の認定について（その1）
- 日程第10 議案第22号 市道路線の認定について（その2）
- 日程第11 請願第1号 農業者個別所得補償制度の復活を求める請願
- 日程第12 議案第9号 平成28年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第10号 平成28年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第15号 平成29年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第15 議案第16号 平成29年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第16 議案第17号 平成29年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算
- 日程第17 議案第2号 相互救済事業の委託について
- 日程第18 議案第3号 瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第4号 瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第5号 瑞穂市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第7号 瑞穂市防災行政無線通信施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第8号 平成28年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第23 議案第14号 平成29年度瑞穂市一般会計予算
- 日程第24 議案第23号 人権擁護委員の候補者の推薦について（その2）
- 日程第25 議案第24号 瑞穂市立本田小学校（校舎・屋内運動場）大規模改修（建築）工事請負契約の締結について
- 日程第26 議案第25号 瑞穂市立南小学校大規模改修工事請負契約の締結について
- 日程第27 発議第1号 無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書
- 日程第28 議員派遣について

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第28までの各事件

追加日程第1 発議第2号 議案第14号 平成29年度瑞穂市一般会計予算に対する付帯決議

○本日の会議に出席した議員

1番	松野貴志	2番	今木啓一郎
3番	北倉利治	4番	鳥居佳史
5番	小川理	6番	杉原克巳
7番	若園正博	8番	森治久
9番	庄田昭人	10番	若井千尋
11番	清水治	12番	広瀬武雄
13番	堀武	14番	広瀬時男
15番	若園五朗	16番	くまがいさちこ
17番	松野藤四郎	18番	藤橋礼治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	棚橋敏明	副市長	早瀬俊一
教育長	加納博明	政策企画監	藤井忠直
企画部長	広瀬充利	総務部長	梶浦要
市民部長	伊藤弘美	福祉部長	森和之
都市整備部長	鹿野政和	環境水道部長	広瀬進一
巢南庁舎 管理部長	松野英泰	会計管理者	宇野清隆
教育次長	高田敏朗	監査委員 事務局長	西村陽子

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	広瀬照泰	書記	日比野丸利子
書記	宇野伸二		

開議の宣告

○議長（藤橋礼治君） 皆さん、改めましておはようございます。

また、傍聴においでくださいました皆様方、早朝からまことにありがとうございます。

それでは、ただいまより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 諸般の報告

○議長（藤橋礼治君） 日程第1、諸般の報告を行います。

本日、市長から議案第23号人権擁護委員の候補者の推薦についてほか2件の議案が提出され、受理いたしました。

後ほど議題にしたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第2 議案第6号から日程第11 請願第1号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第2、議案第6号瑞穂市道路占用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第11、請願第1号農業者個別所得補償制度の復活を求める請願までを一括議題といたします。

これらについては、産業建設委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

産業建設委員長 広瀬時男君。

○産業建設委員長（広瀬時男君） 産業建設委員会の委員長報告をさせていただきます。

ただいま一括議題となりました議案9件及び請願1件について、会議規則第39条の規定により、産業建設委員会の審査の経過及び結果について報告します。

産業建設委員会は、3月9日午前9時半から、巢南庁舎3の2の会議室で開催しました。6名全員の委員が出席し、執行部から市長、副市長、政策企画監、所管の部長、課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行い、また本請願の紹介議員であります小川議員にも出席を求め、請願についての説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案番号順に、要点を絞って報告します。

初めに、議案第6号瑞穂市道路占用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例についてを審査をしました。

これについては、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第11号平成28年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）を審査しました。

執行部から補足説明があった後、質疑に入り、委員から、瑞穂処理区について、次年度以降も予算計上するのか、また国庫補助が8,000万円減額とあるが、一旦返却し、次年度補助金として活用できるのかの質疑に対し、公共下水道事業計画があり、平成29年度も予算計上している。また市債や国庫補助などは事業が始まった場合に申請するが、事業が進まなかったため、実際には借りていないとの答弁がありました。

また、施設管理費の修繕料でマンホールポンプの修繕工事が行われなかったとあるが、詳しく説明をとの質疑に対し、金額が折り合わず、契約が成立できなかったとの答弁がありました。この後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第12号平成28年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を審査しました。

これについては、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第13号平成28年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第3号）を審査しました。

執行部から補足説明があった後、質疑に入り、委員から当年度損益勘定留保資金についてどのような算式かとの質疑に対し、収益的支出において、現金の支出を伴わない支出であり、減価償却費などであるとの答弁がありました。

また、消費税及び地方消費税還付金は、別府水源地配水池新設工事の請負差金に伴うものと聞いているが、詳細についてはとの質疑に対し、別府水源地配水池新設工事当初契約金額は4億6,980万円で、変更後は4億8,001万3,560円である。ただし、消費税及び地方消費税還付金には、その他の工事に関する請負差金分も含まれている。実際に28年度のトータルでは、消費税は納めるのではなく還付になるため、還付になる額が減ったことにより減額したとの答弁がありました。

この後、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第18号平成29年度瑞穂市下水道事業特別会計予算、議案第19号平成29年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算を審査しました。

これらについて、いずれも報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第20号平成29年度瑞穂市水道事業会計予算を審査しました。

執行部から補足説明があった後、質疑に入り、委員から長期前受金戻入はどのようなものかとの質疑に対し、補助金や他会計からなど、水道事業会計以外の資金で取得した資産の減価償却費であり、主には消火栓や民間の自費工事の配水管などであるとの答弁がありました。

また、今後の施設の維持管理についてはとの質疑に対し、経営戦略等を作成し、今後検討し

ていくとの答弁がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第21号市道路線の認定について（その1）及び議案第22号市道路線の認定について（その2）の審査に入る前に、平成29年度当初予算における主要工事場所を含め、現場視察を行いました。その後、執行部から、追加資料を加えて補足説明があった後、質疑に入り、委員から、追加資料の瑞穂市市道の認定に関する基準の変更点はどの質疑に対し、第3条に第7号を追加した変更であり、認定基準を明確にしたとの答弁がありました。

また、十九条地内の市道6-1223号線は、アスファルトにくぼみがあったが、瑕疵担保責任は、またアスファルトの厚みなどの再確認がその他の道路を含めて必要ではないかとの質疑に対し、提出書類などで市の基準を満たしているかは確認済みであるが、現在くぼみがあるということで、瑕疵担保責任は3年間であるため、業者に修繕の指示をしていく。また、今回認定する全路線について再点検を行うとの答弁がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

最後に、請願第1号農業者個別所得補償制度の復活を求める請願を審査しました。

初めに、紹介議員である小川議員より請願の趣旨説明があり、その後、質疑に入りました。委員からは、農業者個別所得補償制度の復活とあるが、個別の「個」が「戸」ではないか、意味が違ってくるのではないかと、間違っているのではないかと質疑に対し、御指摘のとおりであるとの答弁がありました。

また、漢字が間違っている請願について、このまま議論を進めてよいかとの意見の後、休憩をとり、委員の中で意見調整等を行った結果、この請願は、「個別」の漢字を使用しているが、漢字の間違いであり、「戸別」という趣旨で審査を進めることになりました。

紹介議員から、パソコンで清書したときに変換間違いをした。請願者ではなく、紹介議員である私の間違いであり、御了承いただきたいとの説明がありました。

農業者の経営という観点から、この制度が復活しても、農業従事者が生活として意欲を感じ、農業を行っていけるのかとの質疑に対し、再生産を補償しようという制度の復活を求めるもので、米をつくって食べていけないようでは国が成り立っていない。農地には多面的機能がある中で、この制度は大切であるとの答弁がありました。

また、農産物の転換をし、付加価値の高い農産物をつくってはどの質疑に対し、競争力の強い農産物をつくることは否定しない。大規模集積・経営は日本の現状ではふさわしくないと考える。外国とは規模などが違うとの答弁がありました。

また、この政策は段階を踏んできており、農業者として転換を求められている。平成23年度から平成25年度の対策の復活を求めるのは余りにも対応が遅いのではないかと。共産党として、今までどのような対応をしてきたのかとの質疑に対し、これまで国政選挙でもこの政策を掲げ

てきたとの答弁がありました。

また、国として減反政策でこのような政策を進めてきた。今後は水田活用の直接支払交付金に移行していく。経営という面を含め、自国でどのように食糧を賄っていくのか。生産者も考えていかなければならない。そのように交付金は移行してきたが、どう考えるのかとの質疑に対し、移行ではなく、平成30年度から廃止となる。市場に任せていたら安い米が入ってくる。自国で米を生産していくことができなくなってしまう。このようなことでは、日本の農業が壊滅してしまうとの答弁がありました。

この後、討論に入り、生産者に対する補償はほかにもいろいろあり、今後の農業者はそれぞれの考えの中で、転作するなり、水田活用をしていくことが必要。ブランド化などをしながら、自給率を高めていくことが国の施策に合うと考えるため、反対であるとの反対討論がありました。

この後、採決に入り、誤字の関係も含め、本請願を全会一致で不採択とすることに決定しました。

委員会終了後の協議会では、議案第14号平成29年度瑞穂市一般会計予算について執行部より説明を受け、協議しました。

その結果、当委員会所管の予算では、3点について、議長を通じ、総務委員会へ意見を送付しました。

款土木費、項道路橋梁費、目道路改良費、節工事請負費で1億9,905万6,000円が計上されており、その中には、別府市道3-1147号線の道路拡幅工事費が含まれている。このような道路は市内にも幾つも存在しており、全てにおいて同じように救済できるものではないため、再度協議が必要であるとの意見が出されました。

また、款土木費、項都市計画費、目公園費、節工事請負費で5,260万7,000円が計上されており、その大半は、(仮称)野白新田扣畑公園を整備するものである。この(仮称)野白新田扣畑公園の整備工事については、平成28年度から29年度にかけて、整備内容について不明確な点があり、当初からの工事設計内容の変更点やおよそ37%の増額理由を工事明細を確認するなど詳細な協議が必要であるとの意見が出されました。

また、款土木費、項都市計画費、目公園費、節公有財産購入費で1,121万円が計上されている。これは上牛牧公園の駐車場整備のための土地購入費である。今後、ほかの公園でも同様の要望があった場合、市はどのようにして対応していくのか。また、駐車場整備が本当に必要なのかなどの疑問点が多く、再考する必要があるとの意見が出された。

したがって、当委員会では、これらの意見について、総務委員会で慎重に審査するように求めるものである。

以上で産業建設委員会の委員長報告を終わります。産業建設委員会委員長 広瀬時男。

○議長（藤橋礼治君） これより議案第6号瑞穂市道路占用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
採決を行う前に申し上げます。
採決では、起立採決とあわせて採決システムも使用し、賛成または反対のボタンを押していただくようお願いをいたします。
これから議案第6号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。
起立全員です。したがって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。
これより議案第11号平成28年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第11号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方

は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第12号平成28年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第13号平成28年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第3号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第18号平成29年度瑞穂市下水道事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第19号平成29年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第20号平成29年度瑞穂市水道事業会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第21号市道路線の認定について（その1）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第22号市道路線の認定について（その2）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

これより請願第1号農業者個別所得補償制度の復活を求める請願の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。したがって、まずこの請願に賛成者の発言を許します。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番、日本共産党の小川理でございます。

請願に対する賛成討論を行いたいというふうに思います。

米をつくっている稲作農家の皆さんにとって、米1表約60キロでございますけれども、これをつくって、米1表当たり4,000円の赤字を抱えるという現状になっているということが言われます。こうした中で、この農家の所得補償をどのように行っていくのかという点で、2010年に民主党政権のもとで、農家の戸別補償制度ができました。これは生産調整目標を達成した農家に対して、10アール当たり1万5,000円でございますけれども、これを直接支払うという制度であったわけです。これは大規模な農家ほど交付金も多くて、また飼料米生産など転作を行うとか、あるいは規模を拡大するとか、経営の展望が生まれてきたと歓迎をされたものであります。

しかしながら、安倍政権のもとで2014年になりますと、この農家への直接支払いを減額し、1万5,000円あった直接交付金が、その半額7,500円にされましたし、また来年度から、平成30年度からはこの制度が廃止をされてしまうというような現状にあるわけでありまして。

私は、そういう点では、今、米の生産価格といいますのは、例えば2016年を見ても、米価は生産価格と比べて大変大きな開きがあるわけですね。米をつくれば作るほど農家は赤字になってしまう。米をつくって農家は食べていけない、こんな現状にあるのではないかなというふうに思います。

そういった中で、戸別補償を復活してほしいと。こういう声は大変切実なものだということを強調させていただきたいというふうに思います。

今、安倍政権が、これにかわる制度として、収入保険制度の導入が予定をされております。これは保険制度という名前のおおりの、農家の皆さんが掛金をして、これに対して支払いするということですが、農家の掛金の負担金がかかるだけではなくて、この制度そのものの仕組みもいろいろ問題があるのではないかなというふうに思います。

戸別所得補償の場合には、生産価格、生産するためにはどれだけお金がかかるかということと、それから米価との差額に対して、それを基準にして、農家の所得補償を行うというものであります。

一方、収入保険制度はそういう制度ではありません。農家の収入が下がれば下がるほど補償も少なくなってくるという仕組みであります。ちなみに、過去5年間の収入引き下げということになりますので、収入が下がれば下がるほどその補填が少なくなる。約9割しか補填がされないということも言われておりますし、またこの保険の対象になる農家は、稲作農家の約2割にしかならない、こういうことも言われているわけですね。

したがいまして、農家の所得補償は、米をつくって農家が食べていけない。農家の所得補償を行うという点で、この所得補償の復活がまさに求められるのではないかというふうに思うわけでございます。

なお、私はこの紹介議員になりまして、この賛成討論を行うに当たりまして、申し上げたいこともございます。やはり日本の食料自給率が、今、日本は39%ですね。自分たちが食べていくものが生産できない。これが今の農業の実態だというふうに思うんですよね。

したがいまして、農家の戸別補償が廃止をされていくことになると、食料の自給率はもっともっと深刻になっていくのではないかなというふうに危惧をしなければならないと思います。

諸外国では、私が申し上げるまでもなく、自国の国民が食べるものは自国で生産をする、これが当たり前になっておるんですよね。そういう点で、日本の農業の現状は異常だということをお願いしておきたいというふうに思います。

また、農家は過保護やと、保護し過ぎだという議論もございますけれども、しかしながら、諸外国を見てみましても、農業所得に占める直接支払いを国際的に数字を比較いたしましても、例えばアメリカの場合にしても、農業所得に対して26.4%に当たる国からの直接支払いがあるわけですね。フランスの場合は90.2%、イギリスは95.2%、スイスは94.5%、これに対して日本は15.6%ですので、いかに日本の農業が冷たくあしらわれて、食料は外国からお金で買えばいいというふうになっているんじゃないかなと私は思います。

したがいまして、そうした農政を転換していくことが大変求められているのではないかというふうに思うわけですね。

したがいまして、この農家の所得補償の復活を求める請願、ぜひ皆さんに御審議をいただいて、賛成をしていただきたいということをお願いいたしまして、私の賛成討論にさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 次に、この請願に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第1号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。したがって、原案について採決します。

請願第1号農業者個別所得補償制度の復活を求める請願を採択することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立少数です。したがって、請願第1号農業者個別所得補償制度の復活を求める請願は不採択とすることに決定をいたしました。

日程第12 議案第9号から日程第16 議案第17号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第12、議案第9号平成28年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）から日程第16、議案第17号平成29年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算までを一括議題といたします。

これらについては、文教厚生委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長 くまがいさちこ君。

○文教厚生委員長（くまがいさちこ君） 議席番号16番 くまがいさちこです。

ただいま一括議題となりました5議案につきまして、会議規則第39条の規定により、文教厚生委員会の審査の経過及び結果について報告します。

文教厚生委員会は、3月10日午前9時30分から、穂積庁舎議員会議室で開催いたしました。

6名全員の委員が出席し、執行部から、市長、副市長、教育長、所管の部長、次長及び課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案番号順に、要点を絞って報告します。

初めに、議案第9号平成28年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について審査しました。

執行部からの補足説明の後、質疑に入り、委員から、都道府県化になると、県は法定外繰り入れを認めないのかとの質疑に対し、地方単独事業として、子供の医療費助成を推進することは、医療費の増加が伴うとして、国は市町村にペナルティーを科し、国保への国庫負担金減額措置を行ってきた。この減額措置の補填として、一般会計から国保へ繰り入れているものが波及増繰入金である。今年度、県が市の波及増相当分として基準を示した額は1,329万4,000円で、これを超える分については赤字補填等の目的という理由で整理されるため、赤字繰り入れ扱いを回避するために繰入金の減額をお願いする。

なお、全国の7割、県下では6割の市町村が決算補填の状況であることから、県は福祉医療費の波及増以外の理由でも、一般会計から繰り入れを行うことは可能との見解を示している。これらの決算補填を解消することも含め、国は平成27年度より全国規模で1,700億円の財政支援を実施しているとの答弁がありました。

また、保険給付費の療養諸費4,608万2,000円の減額の理由はとの質疑に対し、75歳に達する国保加入者の450人から500人が後期高齢者制度に移行しており、この世代の国保に占める割合

が大きかった。また、昨年10月から社会保険適用が拡大された影響により、社会保険に加入する方が増加したことによるものであるとの答弁がありました。

また、医療費を減らすための策はとの質疑に対し、健診結果の後、特定保健指導として、健康推進課の保健師、管理栄養士が家庭訪問をして、健康に対する動機づけ指導と積極的指導をしている。動機づけ指導は、平成27年度33件から翌年度は103件に、積極的指導は平成27年度7件から翌年度は15件に増加させた。若年層健康診査も始め、市民の健康づくりにさらに力を入れているとの答弁がありました。

また、滞納繰越分の徴収状況はとの質疑に対し、平成28年2月末の滞納繰越分は約8,500万円、平成29年2月末の滞納繰越分は約8,700万円徴収した。前年度対比で3.09%伸びている。徴収努力の結果により増額の補正対応をするとの答弁がありました。

また、予算時に保険税収納率をどれくらい見込んでいるかとの質疑に対し、当初予算の積算時には、現年度分の収納率を90%程度に見込んでいる。滞納繰越分については、滞納繰り越し見込み額の15%程度を計上しているとの答弁がありました。

その後、討論に入り、法定外繰り入れについては、赤字にたくないことを理由に県の指導に従う必要はない。当市の昨年度決算は黒字だったが、今年度、法定外繰入金を減額すると赤字になるのではないか。法定外一般会計繰入金の減額には賛成できないとの反対討論の後、賛成討論なく、採決の結果、賛成多数で可決されました。

次に、議案第10号平成28年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について審査しました。

本案については、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第15号平成29年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算を審査しました。

執行部からの補足説明の後、質疑に入り、委員からは、平成30年度からの県単位化に向け、県への納付金の試算方法が示されている。県の算定方法は3方式となっているが、市の予算に反映されていないのではとの質疑に、現在、課内では検討している。都道府県ごとに賦課方式が選定され、市町村の賦課方式は市町村で決定するよう示されている。県下市町村の8割が資産割を含めた4方式を実施し、当市も現在4方式で賦課している。瑞穂市の資産割該当者は、国保加入者約1万2,000人のうち約7,000人であるとの答弁がありました。

また、他市町村の動向は、固定資産税の二重取りにならないか。当市も早く3方式にすべきである。繰入金については県からの指導ですぐに実行したように、この件についても早く対応すべきであるとの質疑に対し、算出方法の現状は各市町村でばらつきがある。当市の納付金額がある程度定まらなければ検討も進まない状況である。国のスケジュールによると、平成30年1月に県から最終的な納付金が示されるので、国保運営協議会を経た後、議会にお示しする。被保険者に急激な負担がかからないよう様子を見ながら、できる限り早い時期に対応していく

との答弁がありました。

また、資産を持たないサラリーマン世帯の保険税は、確実に上がるのではないかとこの質疑に対し、国保税は応能分と応益分をおのおの50%で決定するので、応能分のうち、資産割をなくせば所得割がふえることになり、低所得者世帯の負担がふえる心配がある。どのような方に負担がふえるのか試算をしながら、資産割を徐々に減らすことを検討する必要があるとの答弁がありました。

また、当市の保険税は低所得者の負担が重過ぎるのではないかと。国からの1,700億円の支援金を活用し、負担額を下げるべきである。基金を盛んに積み上げているが、本来、被保険者の税金なので、被保険者に返していくべきである。県単位化の前に基金の活用のあり方について検討が必要ではないかとこの質疑に対し、現在約5億ある基金は、歳入・歳出の状況によって変わってくる。国保事業は、年度末のやりくりで約3億の資金を必要とし、基金、繰越金を活用しながら保険税上昇の緩和措置も考え、目標を持って行うとの答弁がありました。

また、基金の目的は何か、今後の方向性はとの質疑に対し、国保基金の目的は、インフルエンザ等の急激な医療費増嵩により不足する費用に充てるためや、年度当初、保険税収入のない時期の医療費の支払い等の運転資金である。今後、県単位化になって、納付金額が現在の税収入以上になった場合に基金を活用することになる。今後の方向性については、資料等を作成し、具体的な基金の使途について説明していきたいとの答弁がありました。

その後、討論に入り、県単位化の県の方針は3方式と示されているのに、当市の平成29年度予算では、3方式の試算がされていない。多くの資産を持っている人だけに負担をかけては不公平になることが認識されていない予算案に反対であるとの反対討論の後、賛成討論なく、採決の結果、賛成少数で否決されました。

次に、議案第16号平成29年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算について審査しました。

執行部からの補足説明の後、質疑に入り、委員から、保険料は低所得者への軽減措置があるか、保険料の負担増が行われるのかとの質疑に対し、国民健康保険同様、軽減は拡大されるので、自己負担額が下がる人がふえるとの答弁がありました。

また、算出方法はとの質疑に対し、均等割は4万2,690円で、所得割は8.55%である。軽減後の1人当たりの年額平均保険料額は5万9,272円であるとの答弁がありました。

また、年々高齢者がふえる今後の動向はとの質疑に対し、平成28年度2月末で被保険者数は4,818人である。毎年450人から500人ぐらい後期高齢者がふえているとの答弁がありました。

その後、高齢者に対する社会保障が抑制され、高齢者の負担がふえる。高齢者の暮らしがさらに苦しくなるため、反対であるとの反対討論の後、賛成討論なく、採決の結果、賛成多数で可決されました。

最後に、議案第17号平成29年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算について審査しました。

執行部からの補足説明の後、質疑に入り、委員からは、現在就学援助を受けている児童・生徒は何名かとの質疑に対し、保護者への周知を徹底した結果、89名からきょう現在114名になったとの答弁がありました。

また、現在の学校給食費の収納状況との質疑に対し、現年度分の収納状況は89.67%で、前年度に対し0.65%の増、過年度分の収納率は35%で、前年度に対し11.21%の増である。収納率が100%になるよう努力しているとの答弁がありました。

また、新年度予算の1食当たりの給食費と給食日数と対象人数はとの質疑に対し、1食当たり、中学校は256円、小学校222円、幼稚園209円、給食日数は、中学校が201日、小学校が200日、幼稚園は196日で、人数は6,965名で試算しているとの答弁がありました。

また、給食費の負担は大きい。給食費の無償化について考えていないかとの質疑に対し、当市は食材費だけもらって完全給食を実施しているので、賄い費だけはもらいたいとの答弁がありました。

また、貧困家庭に対する配慮はとの質疑に対し、トータルで考えていくよう体制を整えていきたいとの答弁がありました。

また、3人目の子供に対する支援と就学援助の対象からは外れるが、それに近い世帯に対する配慮はとの質疑に対し、3人目の子供に対する支援は行っていないが、納付相談に来てもらえば対応したいとの答弁がありました。

その後、就学援助の見直しは進められているが、給食は食育で教育の一環である。義務教育の間は無償にしてほしいため、反対であるとの反対討論の後、賛成討論なく、採決の結果、賛成多数で可決されました。

委員会終了後の協議会では、議案第14号平成29年度瑞穂市一般会計予算について執行部より説明を受け、協議しました。

その結果、当委員会所管の予算では、次の3点について総務委員会へ送付しました。当委員会所管の予算では、ICT教育推進事業費として、小学校費770万円、中学校費9,493万3,000円、合計1億263万3,000円が計上されている。これは電子黒板などのICT整備費である。ICT教育推進のため必要性は認めるが、その他優先すべき事業があるのではないか。また、一度に整備する緊急性があるのか疑問であるとの意見が出されました。

また、款民生費、項児童福祉費、目保育所費14億8,855万4,000円が計上されている。これは保育所全般にわたる予算で、保育士の給料や賃金、また私立の保育所への補助金などが含まれている。当市は、県内で唯一待機児童を抱えているにもかかわらず、昨年同様の予算で何ら対策が見られない。待機児童対策を民間任せにすることなく、もっと市で対策を行っていく努力をし、早急に待機児童を解消していくべきであるとの意見が出された。

また、穂積中学校のグラウンド及びテニスコートの整備について、平成22年から進んでいな

い。今後どうしても進めなければならない事業であり、早急な環境整備が必要であるとの意見が出された。したがって、当委員会では、これらの意見について、総務委員会で慎重に審査するよう求めるものである。

以上で文教厚生委員会の委員長報告を終わります。平成29年3月23日、文教厚生委員会委員長 くまがいさちこ。

○議長（藤橋礼治君） これより議案第9号平成28年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番の日本共産党の小川理でございます。

議案第9号平成28年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）に対する反対の意見を述べさせていただきます。

補正予算では、委員長報告もございましたけれども、法定外繰り入れが減額をされております。その理由は、国保の都道府県化に向けて、一般会計からの繰り入れについて県から赤字補填になるかどうか。その額が示されたということが説明がございました。しかし、その県が示した額といたしますのは、果たしてどれだけ根拠があるのか。また、これはあくまでも助言でありますので、これに従わなきゃならない根拠があるのかどうか、私はもっと議論が必要だということを思うわけでございます。しかも今回減額したのは、県から赤字補填だというふうに見られないためだと説明がございましたけれども、しかし、瑞穂市は私が知る限りでは、そのような赤字補填は行ってこなかったんですね。一般会計からの法定外の繰り入れは行ってきませんでした。つまり、国からのペナルティーに対して、それを補填する、そういうことで行ってきたのがこれまでの経緯だったというふうに思います。

そういう意味で、今回県が示した額をもとにして法定外の繰り入れを減額するわけですが、その根拠、あるいは理由は確かなものではないと思うわけでございます。

さらに、平成28年度の瑞穂市の国保特別会計、これはまだ決算が出るわけではありませんけれども、しかし、去年は相当繰越金が出たわけですが、今年度は、これが赤字になるのではないかということが言われております。そうであればなおのこと、この法定外の繰り入れ

を減額にする理由がないのではないかと、私は大いに疑問だということを指摘させていただいて、反対討論とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第10号平成28年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第15号平成29年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野でございます。

私は文教厚生委員会の委員でございますけれども、委員長報告に対する質疑をしたいというふうに思います。

先ほどくまがい委員長からるる御報告がございましたけれども、私は、この中で国保については3方式での試算はしてあるんじゃないですかということも執行部にお尋ねしておるんですけども、そういったここがここに書かれていないという点、あるいは資産割の方は何名ですか。僕は保険者が多分1万2,000人ぐらいで、資産割の方は7,000人ぐらいいるんじゃないですかと質問しました。その答えが答弁ということで書いてあるんですけども、私が質問したんです、このことに対して。正式に執行部からお話があったと、そういうことも書いてもらわんとわからへんですね。

それから、県の単一化の問題については、資産割がなくなりますよと。ですから、例えば29年度の予算を立てる場合には、そういったことも含めて、資産割をなくして所得割を入れた格好でやっていかないかんでしょうと質問したわけですね。そういうことも書いてありませんね。

それから、基金の問題についても、何のための目的ですかと聞きましたら、執行部は、インフルエンザ等の緊急だということを書いたんですけども、私は、今までずっと国保の状況を見ていますと、4月、6月分はお金が入ってきませんということを絶えず執行部は言っていますけれども、調べた結果、一般会計からの繰り入れとか国庫からの支出金、それから保険税の収入というものは、4月、5月、6月で6億ぐらいあるんですよ。ですから、そんなことは理由にならないよということを言っておる。そういうことも書いていないということで、ちょっとこの報告は、私が文教厚生委員会で言っていることが書いていないもんですから、ちょっと疑問になりましたので、質疑をということで委員長に伺いたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 文教厚生委員長 くまがいさちこ君。

○文教厚生委員長（くまがいさちこ君） 恐れ入ります。ちょっとメモが全部とり切れませんでしたので、もう一度お願いします。

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君に申し上げますが、これは、先ほども言ったように委員長に質問ですが、執行部に俺の言ったことがどうのこうのと言われますが、きょうは委員長に対する質問でございますので、その点だけお忘れないようにお願いしたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 私は執行部に言っていないですよ。委員長報告の中で、私が言ったことが入っていないと。例えば今の資産割の方は7,000人ぐらいおるんじゃないですかと僕は質問しておるんですよ。そうしたら、執行部から答弁がありましたということを書いたんです

けれども、その私が言ったことが書いていないんですよ。

それから、3方式がどうなっていますかと。3方式の試算はしてありますかと聞きました。そういうことも書いていないですね。

それから、一本化になりますと資産割がなくなります、3方式ですから。ですから、所得割等でふえていくわけですね。そういったことを今から段階的にやらないかんですよということを委員会の中で言っておるんやね、そういうことも書いていないですね。

それから、基金の問題についても、緊急のための医療費の関係で基金を持っておるんだということを言われましたけれども、それは違いますよと、私が言いましたね。国庫から来るとか一般会計の繰り入れ、あるいは保険税からありますよということを言っていますね、委員会の中で。そういうことが入っていないということです。

○議長（藤橋礼治君） 委員長 くまがいさちこ君。

○文教厚生委員長（くまがいさちこ君） 今、メモがとれていないので、もう一度おっしゃってくださいと言ったときに、2回目は1回目とちょっとまた違っていたりして、ふえていたりして、判然としませんでした。

基本的に私は司会をしながら、ポイントはメモをとって、それを全部書きました。それから、議会事務局はテープ起こしをしてくださいました。その2つをあわせて委員長報告のもとをつくり、担当部局に間違いとか、事実関係でないか調べていただきました。こういう結果で委員長報告をつくりました。

事務局も私も最初のもとの文をつくるときに、主語、述語、目的語、修飾語が全然わからないんです。文章にならないんです。事務局もそうでした。私もそうでした。大変困りました。

ですから、これは文章に一応仕上げたわけですけど、特にこの予算について、ほかは割と文章に……。

○17番（松野藤四郎君） 委員会じゃべったことを書かないかんということ。

○文教厚生委員長（くまがいさちこ君） はい、それを申し上げます。

同じようなことを何度も何度も5回も6回も出ています。だけど、それを文章にとてもしにくいです。何のことを言っているのというような状態を文章にしました。ですから、その5回、6回の中で落ちているのはあるかもしれませんが、こういうふうにはしか実際にできませんでした、文章化しなきゃいけないわけですから。

簡潔・明瞭にと私はいつも言うんですけど、簡潔・明瞭にさせていただいても、文章化、報告文にできるような質問の仕方をしていただかないと、まとめることはできません。部分的に5回、6回、同じ質問をする中で、このときにも言ったはずだとおっしゃっても、それを1つにまとめますので。最初この文章は、今7ページになっていると思いますが、10ページありました。つまり丁寧に資産割を何で3方式にしないのかというようなのは、最初3回、文にまとめ

ました。それを1回分にまとまっていますね。そういう中で落ちたという可能性はございますが、そういう理由で、おっしゃった質問の言葉です。フレーズです。内容じゃないですよ。資産割についてはちゃんとそこにまとまっていると思いますが、質問は。おっしゃったフレーズを全部入れることは大変困難でした。これ、さっき申し上げようと思ったんですけど、委員長報告の最後に。大変それは失礼だと思いましたので、申し上げませんでした。委員長報告をつくる時に、一つの内容ですね。例えば資産割を3方式で試算していないと、こういう内容について5回も6回も質問されて、その都度、ちょっと違う言い方をされても、それはどれか落ちることは御承知おきいただきたいと思います。

発言の趣旨については全部あると思いますので、趣旨については質問を受けます。だけど、自分がこういうフレーズを言ったのが入っていないということは、到底ちょっと受け付ける、そのフレーズを全部入れるというのは不可能でした。

それから、今おっしゃったことではないですけど、意味がわからないというのがいっぱいあって、でもそれを入れないと文章が通じないものですから、文章をつくった後に、担当課にこれってどういう意味ですかと言ったら、担当課も意味がわかりません。それで、私が答えられなかったのを、部長が多分こういう意味だろうと言って答えたのがこれですということで、意味がわからない質問を変えました、答弁から掘り起こして。だって、意味がわからないような、例えば徴収率をどう案分したのかというのがあったんですよ。これ、案分したのかって、ずうっと残しましたよ、その言葉しかなかったの。だけど、徴収率を案分すると言うんですよ。私が不勉強でわからないのかと思って、どういう意味ですかといったところがさっきの答え。徴収率で案分するなんていう言葉はないので、これはもう残せないと、委員長報告に。ということで、どのようにやったかに変えて、案分はもう落としましたし、大変申しわけありませんが、そのようにして委員長報告を何度も何度も、全部で何回かといってもわからないくらいやりとりし、書き直した結果、項目については全部入れましたので、フレーズで落ちたところはあるかもしれませんが、徴収率とか資産割とか、そういう内容についてお聞きいただいたら答えますが、私の言ったフレーズが入っていないと、全部。それについてはお答えできかねます、大変申しわけありませんが。

以上、御理解ください。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今、くまがい委員長がお話しされましたね。執行部も答えられないやつを何やらんけど入れ込んで上手につくったと言いましたね。それはそれで、執行部が答えられなかったということを文面に書けばいいじゃないの、それが本当じゃないですか。執行部に相談して書くんですか、答えを出すんですか。議員が委員会の中でいろいろ質疑して、執

行部とやって、執行部が答えられなかった。それを委員会が終わって、後になって文章に捏造してくるんですよ。それはおかしいんじゃないですか。違いますか。

○議長（藤橋礼治君） 委員長 くまがいさちこ君。

○文教厚生委員長（くまがいさちこ君） 答えられなかったのを執行部が捏造したというのは間違いですね。ほかの方は聞き取られた方が多いと思いますが、課長が、例えば収納率の案分はと言ったときに、収納率の案分って何を聞いているんだろうとってわからなくて黙っていたら、前席にいる伊藤部長が、多分こういうことだろうと思って答えたのは、ここにちゃんと書いてありますね。だから、答えはあったんです。課長は答えられなかったけど、でもそれは責任なかったと思いますよ、収納率の案分ということはある得ないわけですから。でも、部長がそんたくして、こういう質問だろうと。それで答えているんです。その答えから収納率はどのように見込んだかというのにしたわけですから、案分という言葉は消したけど。だから、捏造ではないと思いますよ。ということをほかの皆様も御理解いただけたか心配ですが、テープ起こししていただければ、さっきもそうやって言っていますので、以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） この件に関して、少しだけ意見を言わせていただけますか。休憩の中でいいですけども。

○議長（藤橋礼治君） それでは、議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時05分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

本案に対する委員長の報告は否決です。

したがって、まず原案に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 議席番号15番 若園五朗。

ただいま議長に発言の許可をいただきましたので、平成29年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算についての賛成討論を行います。

国民健康保険事業は、平成30年に県単一化になります。瑞穂市は現在、国民健康保険事業は4方式の賦課方式です。具体的に説明をいたします。

国保運営協議会での国保税率の見直しは2年ごとに見直すこととなっております。平成25年度末に改正され、平成26年に見直しし、平成27年、そして2年ごとですので、平成28年、29年度は2年ごとになります。平成29年度は、国保税の見直しの年度ではございません。平成28年度に改正しない趣旨は国保運営協議会で決まっているところでございまして、この見直しのサイクルは市のホームページの国保事業の概要にも載っているところでございます。国保特別会計は、歳入歳出の項目や節での補助金、交付金、負担金等が国と県に分かれて非常に複雑な会計でございます。財源内訳も見づらいところでございます。単純に4方式は、所得割、資産割、被保険者均等割、世代平等割、3方式は、所得割、被保険者均等割、世帯平等割でございます。仮に4方式を3方式にするとすれば、資産割がなくなることとなります。平成29年度の瑞穂市の賦課方式は4方式で、医療給付分、所得割5.6%、資産割27%、均等割2万7,500円、平等割2万2,500円となっているところでございます。

現在、岐阜県42市町で4方式は、35の市町でございます。3方式は、岐阜市、可児市、本巣市、大野町、御嵩町、この5市町でございます。2方式は、神戸町、輪之内町の2町でございます。

平成30年から、県単一化に向けた取り組みとして、厚生労働省から平成28年4月28日付で国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法についてガイドラインが出ているところでございます。1つは、都道府県標準保険料率は、所得割、均等割の2方式で算定する。市町村標準保険料率は、都道府県が任意に定めた県統一の試算条件に基づき試算する。市町の算定基準に基づく保険料は、市町の算定基準にもとに算定することとなっております。

ところが、県内の主流である4方式を採用している市町は、先ほど言いましたように、35市町で非常に苦慮しているところでございます。県の国民健康保険改革対策検討会などは、ほとんどの市町が平成30年度に見直しをすることは、先ほど御説明した状況で非常に困難でございます。3方式に向けて検討することとなっておりますので、非常に時間がかかるかと思えます。

国民健康保険事業は、公的保険制度の最後のとりでと言われているところでございます。他の勤務先における被保険者に加入することができない市民が加入されてみえるところでございまして、そのうち5割の方が会社などを退職された60歳以上の年金受給者が占めているところでございます。平成29年度にじっくり国保運営協議会で協議していただき、他市町の動向を参考にしながら、慎重に審議の上、進めてほしいと考えているところでございます。

平成26年度から平成28年度の瑞穂市の国民健康保険事業特別会計の推移は、平成26年度の前算現額は51億9,800万、国民健康保険税は12億6,400万、基金は4億7,000万、被保険者は1万2,402人、平成27年度の前算現額は60億1,600万、国民健康保険税12億4,700万、基金は4億

7,100万、被保険者は1万1,944名、平成28年度の予算現額は51億1,980万、国民健康保険税は12億6,400万、基金は6億1,800万、被保険者は1万1,414人です。平成29年度瑞穂市の国保会計、予算51億4,300万、国保税は12億6,000万、基金は平成29年度末予定ですけれども、4億7,500万でございます。

これは毎年国民健康保険から後期高齢者医療事業特別会計へ移動するために、被保険者が毎年500名程度移動されており、少なくなっておるところでございます。平成28年度の被保険者は、先ほど言いました1万1,400人で推移しており、国保会計の運営は適正な運営だと私は考えておるところでございます。

先ほども申しました国保のガイドライン、標準保険料算定方式、市町は従来からの算定基準に基づき国保税を賦課しているところでございます。県は市町村標準保険税率を県内統一の算定基準に基づき、市町村ごとの現況にあわせた保険料率を3方式で算定する。国は、都道府県標準保険税率を全都道府県統一の算定基準に基づき、都道府県下統一の保険料を2方式で算定することとなっております。

平成30年以降について、岐阜県下42市町は、県のガイドライン3方式に向けて今後取り進められることと思います。これには非常に時間がかかると思われます。

以上をもちまして、平成29年度の瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算の賛成討論といたします。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野でございます。

29年度の国保会計について反対です。

要するに、県も国も3方式だと、30年からは。その前に、前からそういう方針が指示されているにもかかわらず、29年度の予算を策定するに当たって、何もそういうところを検討していないと。この30年1月に国からやりなさいと来ますね。もうすぐですよ。ですから、毎年そういうことを計算しながら保険税の徴収をやらないかと。そういうことをやっていない予算であるからダメだと。ましてや3方式ですから、資産割がなくなります。所得割がふえてきます。ですから、被保険者に対しても、そういった負担割を軽くするために、前年度ぐらいからそういった資産割をしながら、29年度に試行的に保険税を皆さんから徴収すると。そういうようなことはなされていない。ですから、この議案に対しては反対ということでございます。

○議長（藤橋礼治君） 次に、賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 議席番号16番 くまがいさちこです。

ただいまの議案、平成29年度国保予算について、賛成の立場で討論いたします。

いろいろ議論されましたが、大きく整理しますと、論点は基金の使い方、つまり弱者対策と言われるものです。これが1つ。

もう一つは、賦課方式を3方式と4方式あってという話ですね。この2つに絞って賛成討論をさせていただきます。

まず基金の使い方から行きます。弱者対策として、基金を税金だから一律、前は1万と聞きましたが、今回は2万という発言があったと思いますが、1万から2万返すべきだと、こういう議論がございました。しかし、先ほど委員長報告で申し上げましたとおり、この基金を今、1万ないし2万、一律に返してしまってよろしいのでしょうかと思います。これは過渡期でありますので、先ほどもずうっと経過を報告しましたとおり、激変緩和措置が必要にほとんどなると思います。絶対なるとは申しませんが、なる可能性があるので、今、一律返すということには私はやっぱり二の足を踏みます、そういう考え方。

あと、今の議論の中で弱者とは誰かということですね。弱者対策だったら、返されれば誰でもうれしいですけども、本当に困っている人をやっぱり限定しなきゃいけないと思うんです。軽減措置になっている人の中で滞納している人とか払えない人が実際どの程度いるのかを調べないといけないと思うんです。あと、軽減措置対象になっていなくても、ぎりぎりラインの人でも払えない人っていると思うんです。ですから、本当の弱者対策だったら一律基金を返すんじゃなくて、やっぱり弱者とは誰か、払えない人は誰かと、集中的に実際の数字、対象者を調べ上げて、そして対策を打てるものなら打つと、こういう方法をとるべきだと思います。これが基金の使い方、弱者対策に対しての私の考え方です。

もう一つの大きな論点、4方式から3方式にという点について私の考え方を申し上げます。

というのは、3方式で計算しなかったからと今おっしゃいましたね。国からやりなさいと言われてる。言われていません。こういう議論の仕方って物すごく聞いているとありまして、現実と違うというのが。それを言い切られるんですよ。そうすると、これだけ細かい議論って市民の方は御存じないから、誰かが言い切っちゃうと、そうなのか、国から言われているのをやっていないやなと思込まれることは、本当に私は危険なこと、やっちゃいけないことだと思います。ほかのこともいろいろありますけど。

国から県に来るわけで、3方式というのは打ち出しています。しかし、おおむね5年かけて決定していくと言っているわけです。市町村は、どのようにやっても市町村に任せられるわけです。まず事実確認をちゃんとしなきゃいけないと思うんですよ。やりなさいとは言われていませんから。

それから、4方式は資産割が入るわけですが、確かに資産割というのは、国と県の資産割と、

それから市町村の資産割はやり方が違うんだそうです。勉強してみますと、えっと思いますが。つまり、国・県が4方式から3方式にするのは、市町村のように簡単に資産を把握できないからです。だから、3方式に国・県はせざるを得ないというか、データが膨大になりますので。今まで3方式でやっていた、資産割をとっていなかったところは、2方式のところもありますけど。今から資産割のデータをとるわけにいかないわけですから、それこそシステムが物すごい大変になるということで、結局は3方式に落ちつく。ここも、だから事実は単純じゃないんですね。まずその認識も必要だと思います。

それから、委員長報告の中で執行部の説明にありましたように、資産割の人をなくしていけば、応能分としてあとは所得割しかないわけですから、所得割の人がふえます。その分、所得割がふえるわけです。これを行政としては、一遍にシーソーみたいにがくんとするわけにはいかないわけですから、基金も使いながら、そして、所得割でどういう人がふえということも調べながら徐々にやっていくという答弁でしたので、今、若園議員からもありましたけど、あくまで過渡期ですので、慎重にやっぱりやるべきだと思います。

今2つのことを申し上げましたけど、その前に大前提として、国保の健全な運営を損なわないように移行しなきゃならないと、市としては。これがあると思います。ですから、私も慎重にならざるを得ません。前回の国保のときもこのように申し上げました。賛成しました。そうすると、議員の中でも、委員会では賛成少数だったのに、委員長が賛成しちゃうんかと。執行部寄りだ、与党化したという御批判を受けました、何人かから。それは当たらないと思うんです。それはやっちゃいけないルールは何もありませんし、委員長として、やっぱり大所高所から判断せざるを得ません。委員長だからという発言じゃないですけど、たまたま委員長だったので、勉強させてもらってよくわかったということですが。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番、日本共産党の小川理でございます。

反対討論を行わせていただきたいというふうに思います。

国保の加入世帯の皆さんにとって、保険税の負担といたしますのは、いわば限界を超える、そういう高さであるというふうに思います。これが実態だというふうに思うんですね。

これは、比較的これまで中間層と言われた方々の間でもその負担が重い、固定資産税が一方で取られながら、また資産割が取られるのかと、二重取りではないかというふうに言われるわけですけども、その思いといたしますのは、やはり保険税の負担が限界を超えてきている、こういうふうな実態があるからではないでしょうか。

一方、国保世帯の滞納者の割合は2割前後になるわけですね、多少の増減はあるにしても。私はそういった方々の中には、やはり払いたくても払えない、そういう低所得者の皆さんがたくさんおられるというふうに思います。収納率が9割と言われますけれども、実際には8割の人たちしかまだ払えていない。2割が滞納者というのが現状であるというふうに思うんですね。それは高過ぎる国民健康保険税といいますのが市民の生活を圧迫していると。これでいいのかどうかという問題があるというふうに思います。ですから、私は一般質問でもさせていただきましたけれども、現在の国民健康保険税が高過ぎると、こういう認識が果たしてあるのかという質問をいたしましたけれども、何と言ったって、国民健康保険税といいますのは、誰もが安心して医療が受けられるように、保険証一枚で医療が受けられるようにしていかなきゃならない。市民の皆さんの生活を守っていくと同時に、適正な保険税を納めていただく、私はこのことが本当に基本でなくてはならないというふうに思うんですね。

そういう点から考えますと、この国民健康保険税を引き下げることが待ったなしの課題ではないかなということを感じるわけでございます。

じゃあ、その財源はないのかというと、これは財源はあるというふうに思うんですね。全国の知事会ですけれども、都道府県化に向けて、社保と比べて国保の保険は高過ぎる、こういうことから、都道府県化に向けて、全国の知事会としても強い要望が出されております。そういった経過を踏まえて、毎年、全国で1,700億円の支援金が全国の市町村に交付されるという経過があるわけですね。

したがいまして、これを活用して保険税を引き下げる。こうやってやっているところが全国でもいろいろ生まれてきているわけです。私が申し上げたいのは、2015年には、瑞穂市に対して約6,000万円の交付がされております。また次年度、つまり2016年度でございますけど、5,800万円のお金が交付されております。合わせて国保加入者1人当たり1万円弱になるわけですね。したがいまして、これを活用すれば、今すぐにでも1人当たり1万円の引き下げができる。このことはお認めになれるんじゃないでしょうか。これが可能だというふうに私は思います。

こうしたことから、今の国民健康保険税は高過ぎるし、これを引き下げないのは、市民の皆さんの切実な願いに対して冷たく背を向けるものだということを強調させていただきまして、この国保の特別会計予算に対して反対討論とさせていただきます。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は否決です。

したがって、原案について採決します。

議案第15号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

これより議案第16号平成29年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番、日本共産党の小川理でございます。

反対討論を行いたいというふうに思います。

平成29年2月1日に第1回広域連合の定例会が開催をされております。私、これも改めて県のホームページで見ましたけれども、ここでは29年度の広域連合の後期高齢者医療制度の特別予算、また後期高齢者医療に関する条例の一部改正が制定をされることで、議案とされて審議も行われております。

しかし、私はこれを改めて見てみましたけれども、普通議会といいますのは、それに対する質疑がありまして、まずそれに対する討論があって、採決が行われるわけですね。この議会でも一緒です。しかし、質疑が一切ない。議長がわざわざ宣言をするわけですね。質疑は通告させておりません。次に進みますと。討論はありませんかと。討論は一切ありません。採択されると。私、これは本当に議会の名に恥じるような状況じゃないかということを申し上げたいというふうに思います。

しかも、今回、後期高齢者医療制度といいますのは、低所得者への特例軽減の廃止というものがどこもかしこも大きな問題になっております。後期高齢者の保険料が2倍から3倍になるのではないかと、あるいは6倍にもなるのではないかとということが懸念をされているわけですね。ですから、その影響が一体どのようなにあるのかと。保険税が一体どれくらい上がって、どれくらいの人たちに影響を及ぼすのかということが当然ながら審議をされてしかるべきではな

いかなと思うわけです。しかも70歳以上の高額療養費の限度額も上がりますから、そうしますと、入院、外来の医療費の窓口負担もふえますね。それから、低所得者の特例減免が廃止されるといことで、保険料も上がる。いわゆるダブルパンチだというふうに思いますね。今日のように貧困が大変深刻な問題になっております。老老介護の問題も深刻になっております。こういう中で、本当に後期高齢者の皆さんにとって大変痛手になるものだと思うわけですね。こういったことを前提にした今回の特別会計の予算でございますけれども、認めるわけにはまいらないということを申し上げまして、反対討論とさせていただきます。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第17号平成29年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議案第17号に対する反対討論を行わせていただきます。

議席番号5番、日本共産党の小川理でございます。

学校給食費は、中学校で4,740円、小学校で4,020円でございます。子供2人の場合、毎月給食費は8,000円を超えるということになると思います。ましてや3人のお子さんがおいでになれば、毎月1万円を超える給食代を払うことになるでしょう。これは本当はかなり負担が重いことだというふうに思います。給食費の収納率は90%と言われておりますけれども、そうした

負担の重さを反映しているのではないかというふうに思います。

そのために、就学援助の拡充がまず急がれると思います。同時に、就学援助の状況を踏まえたとしても、例えば多子世帯への給食費の軽減対策は、さしずめ差し迫った課題になるというふうに思うわけでございます。どのお子さんに対しても、あるいはどの子供も安心して学校に来られるようにしていかなければならないと思います。

全国の厚生労働省の調査でも貧困率が言われております。子供の貧困率15%、6人に1人が貧困に陥っているというふうに言われているわけですが、それでは瑞穂市では一体どのような状況があらわれているのかという視点で、私は見ていく必要があるのではないかなと思うわけです。

したがって、子供の貧困の実態調査というものが私は必要だというふうに思います。これは教育の現場だけではなくて、子供たちが家庭に帰って、どのような生活を送っているのかということで、教育委員会並びに福祉部や市民部の力を合わせて連携しながら、こうした実態調査を行う必要があるというふうに思っております。

そうした視点に立って、先ほど申し上げました就学援助の拡充と、また学校給食費の多子世帯への軽減策は待ったなしというふうに考えているところでございます。そのような援助が求められる中、今回の学校給食の予算については、これを配慮しないというふうな予算になっておるわけですので、私は反対ということで反対討論をさせていただきます。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。午後1時から再開をいたします。

休憩 午前11時40分

再開 午後1時02分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

論・採決)

○議長（藤橋礼治君） 日程第17、議案第2号相互救済事業の委託についてから日程第23、議案第14号平成29年度瑞穂市一般会計予算までを一括議題といたします。

これらについては、総務委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

総務委員長 森治久君。

○総務委員長（森 治久君） 議席番号8番 森治久でございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、総務委員会委員長報告をこれよりさせていただきます。

ただいま一括議題となりました7議案につきまして、会議規則第39条の規定により、総務委員会の審査の経過及び結果について報告いたします。

総務委員会は、3月13日の午前9時30分から、穂積庁舎議員会議室で開催しました。6名全員の委員、議長が出席し、執行部からは、市長、副市長、政策企画監、会計管理者及び所管の部・課長、また一般会計補正予算のため、当委員会所管以外の教育長、各部長、教育次長にも出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案順に要点を絞って報告いたします。

まず議案第8号平成28年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）を審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、土木費の減額補正についての詳細はどの質疑に対し、入札結果による契約差金や国の交付金事業が要望額より内示額が大幅に少なかった。あえて市費単独で行わず、次年度へ送ったことが要因であるとの答弁を受け、事務的に滞ったための繰り越しはあるのかとの質疑に対し、繰越明許の補正は4件あるとの答弁があり、それぞれの繰り越し理由の説明を受けました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号平成29年度瑞穂市一般会計予算を審査しました。

本案については、他の常任委員会でそれぞれの所管部分について意見があり、先に各常任委員会の意見を除いた部分について審査をしました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、市民から要望をもらったが、コミュニティセンターの館長が1人になり、予算の削減で自主事業はなくなったと聞いている。コミュニティセンターの予算の削減理由はどの質疑に対し、経費の削減は常駐の職員の事務引き継ぎの時間短縮によるものである。自主事業については、活用方法をふやそうと当時の館長が始めてきたことで、講師料、材料費、部屋代は自主事業の中でふれあい公共公社より支出してきた。運営が定着し、利用率がふえてきて全てを無料にはできなくなり、その他事業との公平性を考え、受講者には自己負担してもらうことを説明したとの答弁を受け、委員会では理解できたが、現場の方には丁寧に説明してほしいとの意見に対し、総務課では、現状今後の打ち合わせをして

いる。計画的なものは前もって提出するよう指示しているとの答弁がありました。

また、説明責任をしっかりとほしいとの意見に対し、自主事業の運営と各館長配属の問題は別の問題と理解してほしいとの答弁がありました。

また、不公平さをなくすよう市民に説明してほしいとの意見に対し、効率的な運営を今後も努めていきたいとの答弁がありました。

また、市民から上から目線の説明だったと聞いている。総務課がしっかり指導し、市民が不都合にならないようお願いしたいとの意見に対し、3月のふれあい公共公社評議員会でも話をしたいと思うとの答弁がありました。

その後、産業建設委員会、文教厚生委員会の意見より、現場視察をした後、執行部より、各常任委員会協議会における報告についての説明を受け、質疑に入りました。

まず産業建設委員会の報告についての質疑、答弁の報告をします。

初めに、道路整備について、6メートル道路をつくるに当たり、背割り水路について先に計画を立てたほうがいいのではとの質疑に対し、背割り道路は6メートルで計画していきたいとの答弁がありました。

また、6メートル道路に関して、地域は了解していると解釈していいのかとの質疑に対し、平成26年5月には、花塚区より沿線地権者の同意はもらっているとの答弁がありました。

また、このような道路はどのくらいあるのか、市は把握しているのかとの質疑に対し、具体的な場所は数カ所承知している。それ以外は現在把握していない。その土地の成り立ち、経緯によって、市が介入しないといけないのか、精査していかなければならないとの答弁を受け、今回は初めての事例か、過去に同じようなことはとの質疑に対し、今回は初めてであると思う。この土地は道路認定前は普通財産として確認していて、今回以外に、過去にも市民からこの土地について聞かれたことはあったとの答弁がありました。

また、開発要綱では55メートルを超えたら回転路をつけないといけないのではとの質疑に対し、都市計画法第29条による開発許可道路は民間がつくる道路で、市がつくる道路では転回広場まで考えていないが、用地が可能であれば転回広場をつけるかわりに背割り道路までつくって、通り抜け道路ができることが理想であるとの答弁がありました。

また、このほかに、穂積町時代に分譲とか、替え地で与えたことはあるのかとの質疑に対し、町が不用になって、分譲の用に売却したというのはほかに把握していない。穂積町が地目を公衆用道路として土地を所有して、2宅地ぐらいの通路となっている公衆用道路が穂積庁舎の北に幾つかあるのを把握しているとの答弁を受け、それは赤道ではないのかとの質疑に対し、赤道ではない。今回と同様で1.8メートルの幅で、地目は公衆用道路で、市道認定されていない土地であるとの答弁がありました。

また、建築の要請があったためかとの質疑に対し、平成25年に奥側の土地に建物を建てたい

という要請があったためとの答弁がありました。

次に、公園整備について、平成25年の全体の概算設計書の中で予算立てをしたが、平成28年度実施設計積算時では、トイレはできないから、改めて予算として計上したのかとの質疑に対し、公園の整備だけで費用がふえたため、当初平成28年度に予算化したトイレまで予算が使えなかったとの答弁を受け、資材等の高騰のため、予算が回らなかったのかとの質疑に対し、平成25年に比べ、労務費、資材、経費等が高騰、変更があったためであるとの答弁がありました。

また、上牛牧ふれあい公園の面積に対しての駐車場の台数は何台ぐらい必要かといった基本的なものはあるのかとの質疑に対し、公園で何平方メートルに1台という基準はない。今回、土地を購入できれば14台整備予定であるとの答弁を受け、どういういきさつで購入することになったのかとの質疑に対し、付近路上駐車対策等、地元から駐車場の要望をもらっていて、公拓法に基づいて相手方から申し出を受けて購入予定であるとの答弁がありました。

また、公園というのはしっかりと計画を立て、都市計画に位置づけをするべきではとの質疑に対し、ピンポイントでどの土地を整備するのか、都市計画に位置づけるのではなく、市として、公園緑地等基本計画の中で公園が少ない地区を見定めながら、地元との要望等を含め、その位置を決定してきたとの答弁がありました。

また、上牛牧ふれあい公園は、整備途中でも駐車場をふやしてほしいと要望があったのに、駐車場整備が3台で終わったのはなぜかとの質疑に対し、公園の西側の土地を取得する計画をしていたが、用地交渉がまとまらなかったためとの答弁がありました。

次に、文教厚生委員会の報告についての質疑、意見、答弁の報告をいたします。

初めに、ICT教育推進事業費について、委員からは、ICT教育推進のため早く導入してほしい。2020年問題に向けて先進的な機器を使った教育が求められていて、自分のプレゼン力が試されている中で、子供たちに早目になれさせる手だてだと思う。また、ICT機器を使う先生たちの技量も上げて、この事業を進めてほしいといった意見がありました。

次に、保育所費について、委員からは、待機児童の対策は民間に任せていったほうがいい。保育所費の予算がふえていないことはないといった意見がありました。

さらに、穂積中学校のグラウンド及びテニスコートの整備について、今後の計画はとの質疑に対し、テニスコートの整備については、平成30年度に予算計上したいとの答弁を受け、最優先しなければいけない事業が何か、もう少し長期的な見通しも話してほしいとの意見がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号相互救済事業の委託について、議案第3号瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例についてを審査しました。

これらについては、いずれも報告すべき質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決さ

れました。

次に、議案第4号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、岩手県釜石市の派遣は今まであったのか、今後はどの質疑に対し、こちらは市長会を通じた派遣である。市長会では、平成28、29年度の2年間の派遣について、派遣が必要な市について派遣するというものである。平成30年度以降は決まっていないとの答弁がありました。

また、派遣予定の方の部署はどの質疑に対して、市長会からは、用地事務を担当する職員を要望されているとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号瑞穂市基金条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

こちらについては、いずれも報告すべき質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第7号瑞穂市防災行政無線通信施設条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、ほかにも聞きづらい地域は、要望はどの質疑に対し、今すぐという要望はないとの答弁を受け、今回の件は、市が確認し判断したということかとの質疑に対し、この件については、地元から要望があったものであるとの答弁を受け、要望はもうないということかとの質疑に対し、正式な書面ではないが、このほかに1カ所検討中であるとの答弁がありました。

また、市民の要望に対して行政が確認してくれるのかとの質疑に対し、相談をいただいた場合、現地を確認し、必要であれば予算を計上するとの答弁がありました。

また、要望されて何年か過ぎているが、どのように処理しているのかとの質疑に対し、子局の聞こえる範囲は予測して、図面上に落としていて、そこから外れている地域は把握している。聞こえにくい理由はいろいろあり、防災ラジオを勧めたりしている。今回、子局1基約500万円がかかり、限られた予算の中で順番的に進めてきた。デジタル化に更新していくことを含め、準備等で遅くなった。要望があったらすぐにできるというわけではないとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

以上で総務委員会の委員長報告を終わります。平成29年3月22日、総務委員会委員長 森治久。

○議長（藤橋礼治君） これより議案第2号相互救済事業の委託についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第3号瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員でございます。したがって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第4号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第5号瑞穂市基金条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第7号瑞穂市防災行政無線通信施設条例の一部を改正する条例についての委員

長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第8号平成28年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員でございます。したがって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第14号平成29年度瑞穂市一般会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 議席番号1番、瑞清クラブの松野貴志です。

総務委員長に3点ほど確認と御質問をさせていただきます。

私が質問させていただきますのは、慎重審議になっておりました（仮称）野白新田扣畑公園の整備でございます。

3点のうち1点ですが、慎重審議になりました今回の平成28年度から29年度にかけての整備内容について不明確な点があり、また当初からの工事設計内容の変更点やおよそ37%の増額理由について、産業建設委員会の協議会のほうで意見書を出させてもらいました。そのときに確認させてもらいたかったのが、37%の増額理由につきましての工事明細の確認、また詳細な協議が必要であるという意見書でございます。こういった慎重な審議と、また質疑・応答があったのか、お尋ねいたします。

○議長（藤橋礼治君） 総務委員長 森治久君。

○総務委員長（森 治久君） ただいまは松野議員より、野白新田の扣畑の新年度の予算計上についての御質問でございました。37%の増額理由はということで、その詳細な説明はあったのかということでございますが、当日、総務委員会において、執行部より公園費に係る補足説明資料ということで、詳細な資料をいただいた中で説明を受け、平成28年度の予算積算、または平成29年度の予算積算ということでの37%、労務費、また資材費、また経費等が高騰、変更があったためであるということをお説明いただきました。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） もう一点、委員長にお尋ねいたします。

今の御説明の中に、資材等の高騰のため、予算が回らなかったのかという質問等があった中で、平成25年度に比べ、労務費、資材、経費等が高騰、変更があったためと説明をいただきましたが、産業建設委員会協議会においては、資材の高騰により積算をし直したという御説明を受けております。それらにつきまして、総務委員会と産業建設委員会の報告の違いについての議論はあったのか、お尋ねいたします。

○議長（藤橋礼治君） 総務委員長 森治久君。

○総務委員長（森 治久君） まず初めに、再度の松野議員からの御質問でございますが、先ほど私、最初の37%の増額理由の御質疑の中で、ちょっと訂正をさせていただきます。先ほど私、28年度の予算積算と平成29年度の予算積算との違いでということをお申し上げましたが、訂正を

させていただきたいと思いますが、平成25年の概算設計書と平成28年度の実設計積算の違いによつての37%の、先ほど申し上げました労務費、資材費、経費等が高騰、変更があつたためということでございますので、訂正をさせていただき、おわび申し上げます。

また、ただいま御質問いただきました2点目の資材の高騰等の理由で産建では御説明があつたということでございますが、総務委員会においては、産建の中での説明がどのようになされたかということは詳しく総務委員会の中ではお聞きしておりませんので、あくまでも先ほど私が申し上げましたとおり、平成25年度の概算設計書と、また平成28年度の実設計積算書の違いの中で、労務費、資材費、経費等の幾つかで変更、高騰があつたということでの37%に予算額が変更になつたということでの御説明をいただきましたので、よろしく御理解をいただきたいと思ひます。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） それでは、最後に1点だけ、委員長にお尋ねいたします。

今回の平成29年度瑞穂市一般会計予算の中に、款土木費、項都市計画費、目公園費、節工事情負費で5,260万7,000円が計上されております。そのうち4,838万7,000円が野白新田扣畑公園整備のほうの費用と、また内訳につきましては、トイレ施設は2,700万円、また修景施設が2,011万という金額が出ておりますが、先ほどから申し上げておりますとおり、産業建設委員会の協議会のほうでは、こういった29年度の予算計上の中の詳細を説明していただきたいということで御質問が出ておりますので、特に確認したいのが、修景施設のほうに出ております2,011万円の詳細な説明等はあつたのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（藤橋礼治君） 総務委員長 森治久君。

○総務委員長（森 治久君） 松野議員の3点目の御質問にお答えをさせていただきます。

トイレのほうに2,700万円の計上、また修景整備で2,011万の計上である今年度の新年度予算でございますが、この2,011万に対しての修景整備、執行部からは当日御説明をいただいたのは、あずまやの2基、またそのあずまやを2基整備するに当たつての周りの修景の整備をするに当たつての2,011万であるということの御説明はいただきました。それ以上の詳細な御説明はなかつたものと記憶しております。以上です。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 議席番号4番 鳥居佳史です。

I C T教育推進事業で、電子黒板で1億263万円計上されていまして、これの説明の中で、現場の先生方の声が必要だとか、そういう説明があつたかどうか。といいますのは、私の知人

が某中学校の協議会、先生とPTAの関係者の方と地元の方が集まっている協議会の席で、この電子黒板のことを先生に聞かれたんですね。そうしたら、現場の先生たちは、非常に正直戸惑っているという声を私の知り合いの方が聞かれたということで、その辺の現場の先生の声を聞いての導入かということ委員会を説明があったかどうか、お尋ねします。

○議長（藤橋礼治君） 総務委員長 森治久君。

○総務委員長（森 治久君） ただいま鳥居議員のほうから、ICT教育推進事業費、今年度1億263万3,000円の計上についての御質問でありましたが、先ほど御質問でありました先生方に御意見、またお考え、また思い等を聞かれたのかどうかというような、委員会の中では委員の皆さんからそのような御質問があったわけでもないのに、執行部からの御説明はありませんでした。以上です。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 堀武、総務委員長報告に対して質問をいたします。

コミュニティセンターの館長についての委員長報告があったが、この館長を主任に降格と思えば、3館の館長を1人にするとか、その1人の館長も来年度には退職され、3館の館長はなくなると推測しますが、まさに方向が定まらない、朝令暮改そのものであります。市民サービスの低下につながるおそれがあると私は思っております。

総務委員会では、まず次の2点の問題点の指摘があったのか、お聞きしたいと思っております。

まず、議会に対して行政から何も説明がないことから、議員が全く知らない、このようなことがあってもよいのかどうか。ふれあい公共公社に対して、現在の理事長になってから評議員会が行われなくなったことは、どのような理由なのか。以前はふれあい公共公社の理事会終了後に評議員会が開催されており、理事会で決まったことの説明が評議員会にも報告されていた。これは公共公社の設立時に説明があったように、評議員会とはふれあい公共公社をチェックする役割があるから、理事会後に開催していたものであるが、現在の理事長になってから行われていない理由など委員会で審議されたのかどうか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 総務委員長 森治久君。

○総務委員長（森 治久君） ただいま御質問いただきました堀議員の御質問についてお答えをさせていただきます。

何点か申されましたが、まずは主任に降格になる。これは館長ですね。また3館の中の1人だけが館長として残るという中で、市民サービスの低下につながらないかという御質問と、また議会への説明がしっかりとなされていたのか、それは執行部のほうから、それがなくして今

回に至ったことへの御意見であったと思います。また、評議員会についての御質問でございました。

先ほど委員長報告でも申し上げましたとおり、委員の方から、市民から上から目線の説明だったと聞いている。総務課がしっかり指導し、市民が不都合にならないようお願いしたいというような御意見等がたくさん出た中で、執行部からは、3月のふれあい公共公社評議員会でも話をしたいと思うと御答弁はいただく中で、そのときも評議員会というのは、所管である私たち総務委員の任命になっておると思います。そんな中で、3月の何日ごろにあらうとかいうことで、話は委員の中でございましたが、今まで一回もなかったなというようなことの、委員会の中での正式な議論ではなく、そのような評議員会については話し合いをした記憶にございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 再度質問をします。

このようなふれあい公社の運営に関して、改善を求めるような意見があったのかなかったのか、お聞きしたいと思う。なぜならば、私、定款を取り寄せたんですけれども、評議員会の立ち位置がすごく曖昧なんです。説明をすると3月に言われたんですけれども、評議員会について、次の事項で決議するということによれば、理事及び監事の選任、または解任、理事及び監事の報酬等の額及び支給の基準、評議員会に対する報酬等の支給の基準、貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認、定款の変更、残余財産の処分、基本財産の処分、または除外の承認、その他評議員会で決議するものとし、この定款で定められた事項というように、説明事項云々運営上のことが定款では何も書いていないんです。だから、3月に説明するという形で言われますけれども、定款によれば、そのような説明事項を求めるようなことは何も書いていないんですけれども、そのような観点から、公共公社の運営に関して、改善を求めるような意見があったかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 総務委員長 森治久君。

○総務委員長（森 治久君） 再度の御質問にお答えをさせていただきます。

改善を求めるような意見は出なかったのかということですが、先ほどの委員長報告でもさせていただいたとおり、多くの総務の委員、全員の方がほぼ市民からの要望、これは手紙であったりはがきであったりというものが、皆さん方のお手元に届いておる中での御質問等が多くございました。またその中には、何とか市民の皆さんが望んでいることがあれば、そのような引き続きのコミュニティセンターの運営をできないものかという要望はございました。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） というのは、総務委員全員が評議員になっておみえですね。だから、そのような観点からしますと、いろいろなことを当然報告されれば、議員のほうにも耳に入るというか理解できるんですけども、その辺のことをぜひ改良してほしいのと、理事長がふれあい公社を回しておられるのですが、副市長という激務と公社の理事長を兼務しているのも、そのような問題点が起きたと私は思っております。この理事長職のあり方を含め、理事長の監督責任について意見があったのかどうか、お聞かせ願いたいと思っています。兼務で本当によかったのかどうか、その点も含めて、そのような話があったのかどうか。よろしく願います。

○議長（藤橋礼治君） 総務委員長 森治久君。

○総務委員長（森 治久君） 再度の御質問でございますが、副市長がふれあい公共公社の理事長であることの兼務ですね。これについて、委員会の中ではそのようなことに関しての質疑、また御意見等はございませんでした。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 最後に、委員長に御質問したいと思っております。

瑞穂市コミュニティセンター指定管理事業計画書、申請年月日、平成27年11月27日、理事長早瀬俊一で出ておるんですけども、この中で、市からの指示監督への対応ということで、市からの指示に対しては、施設長及び主任が対応し、必要に応じて事務局がサポートします。利用料金等の取り扱いについて。利用料金の取り扱いは、市との契約に基づき適正な事務処理を行いますと。利用料金等の管理については、施設長及び主任を現金取扱員として、施設長を代表として、責任の明確化を図ります。利用料金の収納は全てコミュニティセンターにおいて1日2回、データとの確認を行った後、指定金融機関、もしくは瑞穂市役所、穂積庁舎会計課に入金しますとある。現金取り扱いについて、施設長及び主任を現金取扱員として、施設長を代表者として責任の明確化を図りますとありますけれども、そのようなことについて、この委員会で行政側に問い合わせを委員の方はされたかどうか。ちょっとその点だけ答弁をお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 総務委員長 森治久君。

○総務委員長（森 治久君） 再度の堀議員からの御質問でございますが、市からの指示等、運営等の詳細な話し合い、議論は委員会の中では御質問をされる委員の方もおられず、そのようなことは御意見の中で、また要望の中でもございませんでした。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 最後に委員長にお願いをして、質問を終わります。

というのは、このようにコミセンの運営に関しては、いろいろな点で指摘事項も多く、理事長と副市長を兼務することも非常に疑念が湧く点が多分にあるものですから、その辺のことも委員会としてはよく把握をしていただきたいとお願いをして、質問を終わります。以上です。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番、日本共産党の小川理でございます。

2点お伺いをしたいというふうに思います。

先ほどのコミュニティセンターの問題でございますが、私、総括質疑の場でも意見を申し上げましたけれども、この予算の中で、およそ1,000万円弱の予算が削減をされております。私、一番の問題だというふうに思いますのは、この予算がまだ議会に提出される前に、既に現場で、そのことがあたかも予算が通ったかのようにひとり歩きしておる。これは私、議会を軽視する何物でもないというふうに思うんですね。そういう点を質問させていただきました。

それから、現在、今もそうですけれども、利用者の皆さん、またコミュニティセンターの関係者の皆さんが納得しておられない。こういうもとの、果たしてやっていけるのかと。私、コミュニティセンターの運営の仕方について云々する前に、どういうやり方をするにしても、一步一步議会の納得を経て進めていく必要があるのではないかなということを経済質疑でも申し上げましたけど、まずその点についてお答えをしていただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 総務委員長 森治久君。

○総務委員長（森 治久君） 小川議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

先ほどの委員長報告でも申し上げましたように、コミュニティセンターの予算の削減理由ということで、委員の方からは御質問がございました。それに対して、執行部から詳細な削減理由を伺う中で議論してまいったわけでございます。

また、先ほども申し上げましたが、自主事業の運営と各館長配属の問題は別の問題と理解してほしいと執行部からの御答弁もいただく中で、先ほど小川議員が申されたような議会に前もっての説明、またもっと言えば、利用者への事前の説明についての詳細な執行部に対しての問いただすような御意見等はございませんでしたので、そのような議論を委員会の中ではしておりませんので、御理解をいただきたいと思います。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 私、予算が出される前に、これが現場でひとり歩きされて、1,000万円の削減というのがもう現場で進められておる。そのことによって混乱が起きているということ

は明白ですけれども、その点で議会に対する軽視ではないかなということを申し上げましたけれども、そういったことが総務委員会の中で余り議論されていないなということを感じました。次にお伺いしたいというふうに思います。

私、去年の4月に当選させていただきまして、今度初めて3月議会、一般会計予算審議を行わせていただいたわけですが、そこで私一番思いましたのが、一般会計の予算については、総務委員会へ付託するんですね。そういう形になってしまいますと、例えば私は文教に所属をしておりますけれども、文教にかかわることについて言うと、文教の委員会の中で論議もできますし、また意見の送付もできるわけですが、先ほどのコミュニティセンターにかかわる問題、これはいわば文教の所管ではありませんので、これに直接論議は参加できません。また、産業建設の事項にかかわることですと、これも議論に参加することができない、こういうふうな論議の進め方になってしまうわけですね。

そこでお伺いしたいと思いますけれども、総務委員会で、またこれまででも結構ですが、そういった一般会計の予算をどのように審査していくのか。今回、今までのように総務委員会に付託するというやり方ではちょっとまずいのではないかなという意見が出されたことがあるのか、また出されておるのか、そのことをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 総務委員長 森治久君。

○総務委員長（森 治久君） 小川議員の再度の御質問にお答えさせていただきますが、まず初めに、先ほど現場でひとり歩きされている今回の予算が通るような、そんな現状、また議会軽視ではないか。総務の委員の皆さんは、それを事前に知っていたのかというようなことでございましたが、それはもちろん先ほど申し上げたように、市民の方から、匿名ではございましたが、強い思い、要望、願いを皆さん方が感じておる中で、しっかりと執行部に対して、どうしてこのような予算計上になったのか、またいかにふれあい公共公社に管理をしていただく中で、このようなコミュニティセンターの運用になったのかということの御質問等はございました。そんな中で、市民の皆さんのためにあるコミュニティセンターではないかという御質問もある中で、御意見もある中で、慎重に審議をさせていただいた内容でございます。また、今御質問いただきました予算について、総務委員会の中で、一般会計の予算については、この委員会の中で審議したことは今回の委員会ではございませんので、御理解をいただきたいと思っております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 今のように、一般会計の予算を総務委員会に付託するというについては、いろいろ不合理な点が多いのではないかなと。したがって、それをぜひ改善をするという議論が必要がないかなということを申し上げまして、質疑のほうは終わらせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野でございます。

平成29年度の一般会計予算について、2点お伺いをしたいというふうに思います。

この29年度予算については、数人の方からいろんなお話が出ておりますけれども、扣畑の公園について、1点お尋ねします。

扣畑の公園は、敷地面積が7,200平米ということで、都市公園の中でははずば抜けて、普通の公園は二千四、五百平米ぐらいで3倍弱の広大な面積であり、総事業費は3億円というふうに聞いております。予算的には28年、29年に皆さんから質問されておりますけれども、この公園については、今後の維持管理をしていく中で、教育委員会といろいろ相談をしながら、この公園の設置についてはどうかということで、監査委員から指摘をされておるんですけども、そういった教育委員会との打ち合わせというのか、委員会の中で話は出ましたでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 総務委員長 森治久君。

○総務委員長（森 治久君） 松野議員からの御質問にお答えをさせていただきます。

野白新田扣畑の公園整備の御質問でございましたが、ただいまいただいたような公園を施設管理していく上での質疑等は、今回、あくまでも文教厚生委員会の委員の方からいただいた御意見に基づき慎重審議をさせていただいたことでもありますので、施設運営、管理については議論の中に出ておりませんでしたので、御報告をさせていただきたいと思います。

訂正をさせていただきます。

産業建設委員会協議会のほうから出た案件でございますので、それについては、施設運営の管理についてのことは、今回議論をさせていただいておりません。あくまでも予算計上、また今に至るまでの詳細な御説明をいただいて、議論をさせていただいたことでございます。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） それでは、これだけいろんな御意見が各議員から出てくる中で、総務委員会としては、やはり全議員を集めて、こういった説明をしてもらおうと、やっではどうかという話は委員のほうからは出ませんでしたか。

○議長（藤橋礼治君） 総務委員長 森治久君。

○総務委員長（森 治久君） 再度の松野議員の御質問でございますが、全議員を集めてというようなことの見解、また委員の皆さんからの思いは、その委員会においては御発言はございませんでした。あくまでも産建から出た3件、また文教厚生から意見をいただきました3件につ

いて慎重に審議をさせていただき、今回の御報告の内容となりましたことを御理解いただきたいと思います。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 次は、穂積中学校のグラウンド及びテニスコートの整備の関係ですが、これは第2次総合計画の中にもありますね。29年度に整備をするというふうになっていますけれども、総務委員会の中では平成30年というような言葉が出ておりますけれども、これは不急な事業を先送りしておるんやね。どうしてもやらなん事業を後ろへ持って行って、後ろのやつを前へ持ってきておる。そういう予算立てをしておるんですね。最上位の総合計画、これが基本ですよ。これにのっかって、行政はいろんな事業をやっておるんですよ。そこに付随していろんな計画が出てきますけれども、根幹になるのは第2次総合計画ですよ。総合計画の中で29年度に実施をするということをやっておるんですよ。それを30年に持って行って。その理由づけ。要は、総合計画を変更するなら、前もって変更しないかんですよ。そういうことをやっていないですよ。そういった重要なことを、総務委員会の中ではお話をされておったのかないのか。

○議長（藤橋礼治君） 総務委員長 森治久君。

○総務委員長（森 治久君） 再度の松野議員からの御質問にお答えさせていただきます。

文教厚生委員会から御意見をいただいた案件でございます。こちらは、新年度の一般会計にはなかった予算でございまして、文教厚生委員会からいただいた意見は、やはり今、松野議員が申されたような平成29年度に行うべき事業であると文教厚生の中では議論がなされたかとお察しし、その意見に基づいて、先ほど私、委員長報告でさせていただきましたとおり、最優先しなければいけない事業は何か、もう少し長期的な見通しも話してほしいというような委員の皆さんからの御意見が出る中で、テニスコートの整備の必要性というのは、十分に委員の皆さんも認識なされる中で議論をさせていただきましたので、御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 年度当初の予算説明の中では、執行部は、減額予算というふうに言われておりますね。瑞穂市は、当分の間は人口もふえるし、活力あるまちだというふう思うわけですね。そういう中で、予算を減らすということはどういうことでしょうか。きょう、産建のほうからも文教からも3件ずつの件について総務に送りましたね。これはそういった中身が入っておるんですよ。今後ますます瑞穂市は活力のあるまちにしないかんでしょう。その中で予算を削っておる。不急な事業としておくれていってしまうでしょう。要るものは要るんで

すよね。そのような話は、総務委員会の中でお話しされておるのでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 総務委員長 森治久君。

○総務委員長（森 治久君） 松野議員の再度の御質問にお答えさせていただきます。

活力あるまち、これは私、委員長としてではなく、私もそのような思いでございます。そこは同感でございますが、委員会の中では、今回は産建からいただいた3件、また文教厚生からいただいた3件について、慎重に意見の内容をしっかりと理解する中で、慎重に審議をさせていただいたところでございますので、今後、瑞穂市にとって重要な事業は多くございます。それについて財源をどうするか、財源をしっかりと確保するためにはどのような事業展開が必要であるかというようなことは、この委員会の議論の中では、皆さんからいただいた意見とは別の案件であるというふうに私は思い、委員の皆さんからも御意見としては出なかったということをお報告させていただきます。以上です。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

○9番（庄田昭人君） 議席番号9番 庄田昭人です。

瑞穂市一般会計予算について質疑をさせていただきます。

この案件に関しては、産業建設委員会より、議長を通じて総務委員会へ意見を送付したところであります。別府市道3-1147号線の道路拡幅工事費が含まれているという工事請負費について、このような道路は市内に幾つも存在しており、全てにおいて同じように救済できるものではない、再度協議が必要であるとの意見を送付いたしました。この案件に関しては、再度協議が必要であるということに関しては、平成27年3月、この道路認定においても救済できるのか。4メートルなのか、6メートルなのかというような協議が随分なされておるんでありますが、その部分についての回答が少し確認をしなければならないということではありますが、その部分について再度協議が必要であるといった部分について、どのような回答があったのか、御確認をさせていただきたいと思えます。

○議長（藤橋礼治君） 総務委員長 森治久君。

○総務委員長（森 治久君） ただいま庄田議員のほうから御質問いただきました件について御答弁をさせていただきたいと思えます。

別府市道3-1147号線の道路拡幅工事費についてでございます。またその内容についてでございますが、産業建設委員会の中でも御意見が出ております。このような道路は市内に幾つも存在しており、全てにおいて同じように救済できるものではないため、再度協議が必要であるとの意見が出されておられます。それにおきましても、同じように総務委員会においても、このような道路はどのくらいあるのか、市は掌握しているのかというような御質問もいただく

中で、執行部からは、具体的な場所は数カ所承知している。それ以外は現在把握していない。その土地の成り立ち、経緯によって市が介入しないといけないか精査していかなければならないと御答弁をいただいております。御答弁にかえさせていただきます。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

○9番（庄田昭人君） さらに、当委員会の説明の中では、28年3月に承認をされたというようなニュアンスで説明を受けました。28年3月ということは、私たちの所管していない今の委員会ではない時代に承認されたという報告でありましたが、そのときには、そんなことであったのかというようなことでありましたが、総務委員会ではどのような説明があったのか、お伺いをいたします。

○議長（藤橋礼治君） 総務委員長 森治久君。

○総務委員長（森 治久君） 再度の庄田議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほどの28年3月に承認をいただいた等々の御質問でございましたが、執行部からは、おおむね承認をいただいたとの内容の御説明をいただきました。以上です。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 議席番号4番 鳥居佳史です。

今回、平成29年度一般会計予算の中のICT教育推進事業の電子黒板の件について、執行部からの説明で大きく2つの理由があると。1つは、子供たちがICTになれるということです。2点目は、学力の向上という目的のためということがありましたけれども、1点目の子供たちがICTになれるという部分では、もう今は、日常生活、あらゆるところにICTがもう入ってきています。子供たちはいや応なしに対応しているし、我々中高年よりももっとなれている。そういう意味で、電子黒板がICTに子供たちがなれるという部分では当たらないと思います。

そして2点目、学力の向上なんですけれども、電子黒板というのは単なる道具なんですよね。子供たちの学力というのは、自分の頭で考える力、これが基本的な学力の根本だと思いますけれども、この部分が電子黒板で養われるととても思えません。パソコンは単なる道具です。い

かに基本的な物事を考えるかということは、読書もあり、いろんな人生の経験の話をしたり、自然とのかかわり、もちろん現場の今まで学校で先生方が教えている義務教育のいわゆる教育現場の内容も大事でしょう。あくまでも電子黒板は道具なんです。これを使ったからといって学力が上がるということは考えられません。

そして、先ほども質問で言いましたように、現場の先生方は、決してこれを大いに導入してくれという声は私も数人の先生方に聞きましたけれども、そういう強い声は一切聞こえていないですね。そして、瑞穂市では、既に電子黒板を平成22年度ですか、ちょっと年代はあれですけども、既に導入されています。その検証が行われているか、文教で少し聞きましたけれども、導入がちょっと早くてソフトが不十分で、余り使われていないというたしか返事だったと思います。

そして、最終的にこの金額です。1億という金額は非常に大きな金額です。この1億投資して、ほこりをかぶったままという可能性が、今言った状況の中で非常に高い。今回の議会の中ですべき財源を投ずべきところはたくさんある中で、残念ですけども、今回この電子黒板について予算化されている本年度の会計予算については、私は反対であります。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） 議席番号2番 今木です。

ただいま鳥居議員のICT教育についての予算についての反対ということでお話をさせていただきます。

まずもって、ICT教育の整備については、周辺市町に比べますと、当市は正直言っておくれています。10年おけているという方も見えるでしょう。また2020年という大きな問題があるんです。大学入試、今の中3になると思うんですけど、その子たちが大学入試をするときに大幅な変更があります。そのことを踏まえれば、子供たちに、今もう遅いかもわからないけれども、遅くても今から始めないと、そのときの大学、今までの詰め込み型のテストではないと。自己表現力とか自分のプレゼン力とか、そういったいわゆる大学入試においての制度が変わってくるということを踏まえればいかがかなと思っております。確かに大きな予算です。心配されるような先生方のお話もありましたので、今年度の予算を見ますと、先生方への教育ということで、専任の担当者をつける、あるいは勉強会を開く等々の予算案もついておりますので、そこを踏まえて、この議案に対して、私は賛成するべきだと思っております。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番、日本共産党の小川理でございます。

平成29年度一般会計予算について反対の討論を行わせていただきます。

反対の理由は主に4つでございます。

まず、保育所の民営化の方針が示されておりますけれども、私この民営化を進める理由でございますが、このような待機児童を解消する、また公立保育所を建設すれば市の負担が大きいという理由が述べられておりますけれども、公立保育所を建設すれば市の負担が大きいと、こういう理由を認めるとしますと、今後、公立保育所が古くなれば、次々と民営化が行われるという危惧を持たざるを得ません。そのようなことはないというふうに答弁を文教委員会でされておりますけれども、その保証は何もないというふうに思います。保育園の園舎が古くなれば、また今回と同様に民営化が検討されることは明らかだというふうに思います。また、民営化して、保育の質やサービスが低下しないという答弁もありますけれども、例えば一般質問でも行いましたけれども、発達障害を抱えた子らが、またこうした支援が必要な子供たちが、これまでと同じように民営化された保育園に入所できるのかと、そういう点では、父母と事業所との直接契約のもとで、こうした子供たちが入所を断られてしまう。この可能性といいますのは大変大きいというふうに言わざるを得ないというふうに思います。

また、今回は営利を目的とした企業の参入が認められておるわけですがけれども、事業の撤退ということになったら、本当に大きなリスクを背負わざるを得ません。今、待機児童を解消していく上でも必要なことは、未満児の見込み量、必要量、これを緊急に見直して、それをどのように確保していくのか。認可保育所の整備計画、本来の保育所の整備計画を至急立てることが今何よりも必要ではないでしょうか。民営化が先にありきということではだめだと思います。また民間任せでは、待機児童の解消はできないというふうに思います。認定こども園は、未満児の保育を法的には義務化されておられません。ですから、待機児童の解消、民間任せではできないのではないのでしょうか。ですから、待機児童を解消していく上でも、公立保育所は廃止をするのではなくて、維持をし、それにふさわしい予算を確保することが必要だというふうに思います。

瑞穂市は、その先頭に立って、保育の実施義務を果たしていくということが何よりも求められているのではないのでしょうか。

次に、平和推進事業の問題について述べさせていただきます。

前年比で46.8%、大きく削減をされています。なぜ削減したのか。私は、総括質疑でもお尋ねをいたしましたけれども、ピースメッセンジャーとして、子供の代表が被爆地の広島、長崎を訪れて、あの原爆の悲惨さや、また被爆者の生の声を聞いて、それらを市民の皆さんの前で語り発表する取り組みは大変重要だというふうに考えるわけでございます。けれども、少人数だから、これはもう行く必要がないのではないかと、効果がないというふうな答弁もされてお

りますけど、そんなことはない。全員で行くなら修学旅行で行けばいいというふうに思います。これは代表で行くわけですので、その説明は当たらないというふうに思うわけでございます。

また、昨年12月の国連では、核兵器の禁止条約の締結交渉を始める。この決議が採択をされております。そして、ことし3月から、国連でこの禁止条約を締結しようという交渉が間もなく始まるわけですね。これが第1期、それから6月、7月もこうした国連の場で交渉が行われることになっておるわけでございます。こうした中で、なぜ非核平和都市宣言を行った瑞穂市が、わざわざこの年にこれをやめなきゃならん。私、そんな理由は筋が通らないということをおし上げておきたいというふうに思います。長年、原爆の苦しみ、もう二度とこんなことはやってはならない、こういうことで被爆者の皆さんは頑張っておられたじゃないですか。そういう思いに、この瑞穂市こそ応えることが必要ではないかなということをおし思います。

次に3つ目の点でございます。

これは先ほども論議がございましたけれども、約1億円をかけて電子黒板が導入されようとしております。私、これは鳥居議員も言われましたけれども、果たして現場の先生方たちが、急いでこれは導入してほしいというふうに果たしておっしゃっておられるのでしょうか。そうではなくて、これは今後必要になるかもしれないけれども、しかし、後回しにしてもいいと、そういった思いでおられるのではないかなというふうに私は思うわけです。そういったもつで、1億円もかけて、中学の普通学級に全部設置をしても、その効果は本当に空回りをするだけで、事業の無駄になってしまう可能性も大変大きいということをおしを思わざるを得ません。1億円もかけてこの電子黒板を導入するというところでございますけれども、そういったことよりも、むしろこの事業費をしっかりと見直して、事業を縮小して、そしてほかにもっと優先すべきことが私はあるのではないかなというふうに思うわけでございます。子供の貧困対策や、就学援助の拡充、また教師の皆さんが本当に困っておられる課題、問題などにしっかりと予算を充てていく。私、このことがもっと優先的に行わなきゃならないということをおし上げたいというふうに思います。

4番目でございますが、コミュニティセンターの問題でございます。

これは私、先ほど総務委員長からも報告がありましたけど、こういったやり方は、本当に議会を軽視するものとして認めるわけにはいきません。コミュニティセンターの運営のあり方については、これはふれあい公社の中でいろいろ議論をしていただくことが必要だと思いますけれども、大体予算が出される前に、これはひとり歩きして、あたかも採択をされる、そのようなことを前提にして事が進められておるといのが経過ではありませんか。私、そういったやり方、これは本当に議会軽視だと思います。これはやっぱり認めるわけにはいかないというふうに思うわけですね。ですから、仮に予算が通ったとしても、これは本当にゼロから始めて、皆さんとおし話し合いをする、そういうことが私は必要ではないかなということをおし上げたいと

いうふうに思います。

その一方で、市民の皆さんの要望、また願いに応えて前進した問題もございます。いろいろあると思いますけれども、その1つが、高齢者のタクシーの乗車制度だと思います。高齢者の外出支援はますます待ったなしの課題になっております。高齢者の中で免許証を返上したいけれども、なかなか返上できない、こういった状況の中で、ますます高齢者のタクシー助成制度が必要になってくるというふうに思います。既に今の条件のもとでは、なかなか高齢者の皆さんが利用できないんじゃないかと、こういう質問も一般質問でも行われておりますけれども、私はその点には賛成でございます。ですから、今後、高齢者のタクシー助成のさらなる拡充を求めていきたいと思うところでございます。

最後に、そういった市民の皆さんの要望、願いに応えている反面、もっともっと市民の暮らしや命を守る、そういう市政に転換をしていかなきゃならんではないかなということをお願いして、反対の理由とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

○9番（庄田昭人君） ただいまの一般会計予算について、附帯決議を提出したいと思っておりますので、休憩を求めます。

○議長（藤橋礼治君） 議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。

休憩 午後2時35分

再開 午後2時58分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

ただいま庄田昭人君ほか4名から、発議第2号議案第14号平成29年度瑞穂市一般会計予算に対する附帯決議の動議が提出されました。この動議は、1人以上の賛成者がおりますので、成立しました。

発議第2号議案第14号平成29年度瑞穂市一般会計予算に対する附帯決議の動議を日程追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることについて採決をいたします。この採決は、起立によって行います。この動議を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 起立多数です。したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることは可決されました。

追加日程第1 発議第2号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 追加日程第1、発議第2号議案第14号平成29年度瑞穂市一般会計予算に対する附帯決議を議題にします。

本案について、趣旨説明を求めます。

庄田昭人君。

○9番（庄田昭人君） 議席番号9番 庄田昭人。

議長のお許しをいただきましたので、附帯決議を提出させていただきます。

議案第14号平成29年度瑞穂市一般会計予算に対する附帯決議について説明をさせていただきます。

本議案については、款土木費、項道路橋りょう費、目道路改良費、節工事請負費で1億9,905万6,000円が計上されており、その中には、別府市道3-1147号線の道路拡幅工事費が含まれている。平成29年3月9日に開催された産業建設委員会協議会での説明において不明瞭な点があったため、産業建設委員会において協議した後に予算執行を行うよう強く要望する。

発議者、庄田昭人、賛成者、若園正博、広瀬武雄、杉原克巳、松野貴志議員の4名の方を賛成者となっていただきました。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤橋礼治君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第2号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号は委員会付託を省略することに決定をしました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 堀武、庄田議員に説明を求めたいと思っております。

不明瞭な点ということで、具体的な内容というのがお示しになられていないと思いますけれども、その点を具体的にお示し願いたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（藤橋礼治君） 9番 庄田昭人君。

○9番（庄田昭人君） 不明瞭な点についてという堀議員からの質問であります。この不明瞭な点につきましては、総務委員会の答弁にいただいたように、おおむね承認をいただいたとの報告であります。そのおおむねといった部分について、平成27年3月議会から産業建設委員会の中でも市道路線の認定の中においても、それぞれの執行部の回答においても不明瞭な点があり、協議をこれはお願いしたい。さらに、本日の委員長報告の中にも、その他にも穂積町時代に分譲したとかというか、替え地で与えたとはあるかとの質疑に対して、町は、不用になって分譲のように売却したということはほかに把握していないといった点についても、平成27年3月の委員会答弁においても、昭和42年、穂積町が買収して分譲したと答弁している。穂積町が分譲にかかわることが本当によかったのであろうか、この点についても不明瞭である。この点については、産業建設委員会の中でしっかりと協議をして執行をお願いしたいということは、議員としてしっかりとした議論を尽くしていきたいということでもありますので、御理解をいただきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） この件に関して、行政側が過去の産建の委員会でしょうけれども、了解をしているというようなお話をたしか言われたように記憶しておりますけれども、この件に関して、私も産建の前回委員だったものですから、ある程度のことはわかっておりますけれども、これに関して言えば、市道認定で6メートル道路を拡張するようなことを委員会で決めた覚えはないと私は思っておるものですから、それに関して、庄田議員のほうで議事録をとられておるというお話なものですから、そのようなことが含まれているかどうか、わかれば答弁願いたいと思っております。

○議長（藤橋礼治君） 9番 庄田昭人君。

○9番（庄田昭人君） 堀議員の質問に答えさせていただきます。

平成27年の議事録を少し確認させていただきました。先ほども言われたように、堀議員さんからも1.8メートルの道路で宅地で売られていること自体、非常に矛盾したところだと思うというような発言、さらにこの件に関しては、4メートル、6メートル、しっかりと明文化してほしいという意見もついておりました。その部分については、やはり今回の委員会の中でも、何が示されているのかなということも感じておりますので、少しこの部分については確認をし

ながらということをしていかなければならないということでもあります。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 私の記憶違いでなければ、旭化成の土地の換地等により発生したというような意見も行政のほうから聞いております。

そのようなことで、過去の件でありますけど、この件に関しては特殊な例なものだし、買われた方の状況が変わっておるものですから、一番奥の方が家が建つように、その配慮だけはしてほしいというようなことも行政側から聞いて、それに関して、庄田議員が言われるように、4メートルか6メートルか、それとも市道認定をするような、奥まで行くような話までは行っていないような記憶なものですから、あくまでも一番奥の方が家の建つような状況には最低限しなければならないというような話で終わっているものと私は思っているものですから、行政側が過去の委員会で承認をされたということに関しては、非常に疑問というより、そのような発言をすること自体が、本当にして、この6メートルに決めて、突き当たりまでして二千万の予算をつけたということに関しては、少しというより、非常に矛盾点がある。そのようなことに関して、庄田議員はどのように思っておられるのか、御答弁願います。

○議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

○9番（庄田昭人君） 堀議員さんの質問に答えさせていただきます。

最後にどのように思っているのかということですが、過去のことは、いろいろ精査されて、意見の中で2回にわたって委員会をされております。平成27年のときにいろいろ問題があり、部長の答弁もいろいろと説明を今後していきたいという流れの中で、これが答えだというようなはっきりとした部分は、私の見た範囲の中では出てきませんでした。なので、きちっとこの部分については調査しなければならないといったところから委員会が終わったんですが、確認をさせていただいたら、公衆用道路になっていた部分についても、この部分については昭和42年にここが売り出されたということでありましたが、実は公衆用道路に変更されたのは平成14年11月であります。このことについても、これは後にわかったことありますので、このことをまた持ち出してということありますので、これは委員会の中で、これはどういうことなんだ。これは合併前に公衆用道路に地目変更しているのではないかということからいうと、その前までは田であったということは、あぜ道といったような流れではあったかなといったところも、これは私の疑問でありますので、今後調査したい。また、本日の産業建設委員会の意見の中においても、具体的な箇所は承知している。それ以外は現在把握していない。しかし、その土地の成り立ち、経緯によって市が介入しないといけないか、精査していかなければならない。このことはきちっと市と議員とが精査しながら進めるべきだというふうに思いましたので、きちっと委員会の中で、この精査という部分について聞かなければならないというこ

とでありますので、どうか御理解をお願いします。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 産建の委員として、この問題に関しては、お隣の道路を拡張するのに買うのか、それとも寄附をしていただけるのか、いろいろな面でもよく精査して話し合いをしてほしいと、そのようなこともたしか行政側にお示しをして、この結論を出してからというようなことで終わっておると思います。ですから、そのようなことも含めて、一般予算は通っておりますけれども、果たしてそれに関して前の委員会で承認されたとか、そういうことでは決してないものですから、その辺のことも、行政側の委員会における答弁というのも少し疑問点を思っておるものですから、やはりその辺のことをもう一回精査しまして、行政側も訂正することがあれば訂正していただいたり、そのようなことで委員会もやっていただきたいものから、庄田議員にはよろしく願いして、私の質問を終わります。

○議長（藤橋礼治君） 9番 庄田昭人君。

○9番（庄田昭人君） ありがとうございました。

この件に関しては、やっぱり市民の平等、公平といったところから、つけてから何やったということでは、議会のチェックとしては機能が果たされないということを感じておりますので、しっかりと精査をさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野でございます。

この件については、堀議員と同じように、私も当時は産業建設委員会にいたというふうに思っています。

この問題が出てきたのは、いわゆる旭化成の関係もありますし、地区から区長さんが申請したということで、私たちが現地へ行ってきました。なるほど1.8メートル、本当に細い道で、一番奥の方が困っているということで、委員会としては、何らかの方法で、例えば隣の地権者から了解いただければ道路を拡幅してというような話に多分なっているというふうに思います。

そこで、平成27年6月に、こういった道路に対する市道認定というのか、何かの基準をつくったと思うんですね。つくったということですので、ここについては何ら問題がないと。土地を購入して道路をつくることについては、要綱か何かには触れないということで、僕は正しいというふうに思いますので、わざわざ附帯決議をつけるまではないというふうに私は理解をするところでございます。

○議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

○9番（庄田昭人君） 松野議員の質問に答えさせていただきます。

道路認定についての、もしそれがきちっと買う、4メートルにする、6メートルにするというところを確認させていただいて、ごもつともであるということであれば、これはきちっと予算を協議会の中でもいいよという、議員の中でそれは問題がないということではありますが、やはり委員会の中でおいた発言と、総務委員会での発言を確認しますと、少し疑問があるのではないかな。決して、先ほど言われたように、委員会の中ではおおむねいいよとか、それでいこうといったような判断はしていないというそれぞれの委員さんからの言葉もいただきました。そんな部分の中からも、当時、平成27年のときにおいては、委員長さんは藤橋委員長さんで、委員が若園五朗委員、松野委員、堀委員、清水委員ということで確認をさせていただきながら、その中の議論のことも確認をさせていただきながらといったところで、まだまだこれは、本来なら議論をしなければならない。もしくは昭和42年に買われた土地が1.8メートルで、穂積町がこんなところに道路をつくるわけないとOBの方も言われましたので、この部分についてもしっかりと、本当に穂積町が1.8の道路をつくったのかといったところは、本当にこの部分については確認をしなければならないということでもあります。

また、奥田副市長の答弁の中においても、42年に穂積町が買収して、分譲していると。昭和48年に宅地造成がされておるんですよねという答弁は、本当に町が買収して分譲した、そんなことはいいのかということの確認をしなければならないということでもありますので、分譲したなら、そのときの売買契約がどうであったかということまで確認して、もうけたのという話ならさらにおかしな話になるということでもありますので、これは確認すべきだということでもありますので、これはもとの奥田副市長の答弁からも、ここについては確認をしなければならないということでもありますので、よろしくをお願いします。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決します。

発議第2号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第23号から日程第26 議案第25号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第24、議案第23号人権擁護委員の候補者の推薦について（その2）から日程第26、議案第25号瑞穂市立南小学校大規模改修工事請負契約の締結についてまでを一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） それでは、3件の追加提案について御説明させていただきます。

議案第23号人権擁護委員の候補者の推薦について（その2）であります。

平成29年2月1日付をもって、瑞穂市人権擁護委員予算定数が増加されたことから、新たに馬淵郁子氏を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

続きまして、議案第24号瑞穂市立本田小学校（校舎・屋内運動場）大規模改修（建築）工事請負契約の締結についてであります。

瑞穂市立本田小学校（校舎・屋内運動場）大規模改修（建築）工事に当たり一般競争入札を実施したところ、梅田建設株式会社が落札しましたので、契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号及び瑞穂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最後に、議案第25号瑞穂市立南小学校大規模改修工事請負契約の締結についてであります。

瑞穂市立南小学校大規模改修工事に当たり、一般競争入札を実施したところ、岐建株式会社が落札しましたので、契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号及び瑞穂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、3件の提出議案につきまして概要を御説明させていただきましたが、よろしく御審議賜りまして、適切なる御決定をいただきますようよろしくお願い申し上げ、私の提案説明とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後3時24分

再開 午後3時47分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

お諮りをいたします。ただいま一括議題となっております議案第23号から議案第25号までについては、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっております議案第23号から議案第25号までについては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第23号人権擁護委員の候補者の推薦について（その2）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。

人権擁護委員の候補者に馬淵郁子君を適任とする意見の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第23号は適任とすることに決定をしました。

これより議案第24号瑞穂市立本田小学校（校舎・屋内運動場）大規模改修（建築）工事請負契約の締結についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

議案第24号瑞穂市立本田小学校（校舎・屋内運動場）大規模改修（建築）工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

これより議案第25号瑞穂市立南小学校大規模改修工事請負契約の締結についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。

議案第25号瑞穂市立南小学校大規模改修工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第27 発議第1号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第27、発議第1号無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

10番 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 議席番号10番、公明党の若井千尋です。

ただいま藤橋議長より発言のお許しをいただきましたので、清水治議員、若園正博議員、若園五朗議員の御賛同いただきまして、無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書を提出させていただきます。

なお、趣旨説明は朗読をもってかえさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書。

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、通信環境の整備、とりわけ無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備は喫緊の課題となっています。

2014年度に観光庁が行った「平成26年度訪日外国人旅行者の国内における受入環境整備に関する現状調査結果」によると、旅行中最も困ったこととして、「無料公衆無線LAN環境」が30.2%と最も高く、特に公共施設や環境施設におけるWi-Fi環境の普及や利用手続の簡便性の面での課題が指摘されています。

政府は、防災の観点から、2020年までに約3万カ所のWi-Fi環境の整備を目指しており、また空港や駅・鉄道、宿泊施設など人が多く出入りする場所には、民間の設置を働きかけています。

Wi-Fi環境の整備促進は、インバウンドのさらなる増加だけでなく、防災拠点となる公共施設等の災害時における通信手段の確保にも大きく貢献することから、以下の項目について強く要望します。

1. 鉄道・バス等の公共交通機関やホテル・旅館等の宿泊施設などの民間施設に対するWi-Fi整備支援事業を一層拡充すること。
2. 日本遺産・国立公園等の観光拠点や観光案内所におけるWi-Fi環境の整備を一層促進し、観光地の機能向上や利便性向上を図ること。
3. 防災の観点から、避難所・避難場所の学校、市民センター、公民館等の防災拠点や、博物館・自然公園等の被災場所として想定される公的拠点へのWi-Fi環境の整備を行う地方公共団体に対して、財政的支援措置を導入すること。

なお、提出先は内閣総理大臣 安倍晋三殿、総務大臣 高市早苗殿、国土交通大臣 石井啓一殿、以上であります。

地方自治法第99条の規定、瑞穂市議会会議規則第13条の規定により提出をさせていただきます。

以上、御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（藤橋礼治君） これにて趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第1号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 議席番号16番 くまがいさちこです。

発議第1号無料公衆無線LAN（W i - F i）環境の整備促進を求める意見書について、発議者の若井千尋議員に御見解をお尋ねしたいです。

最初のところに、意義が書いてございますが、この中に公共施設や観光施設におけるW i - F i環境の普及の課題が指摘されているとか、最後に、防災拠点となる公共施設等の災害時における通信手段の確保にも大きく貢献するなど書かれており、その下の記の3に市民センターとか公民館等の防災拠点としても重要だと書かれておりまして、全く同感というか、賛成でございますが、これを読んでまず思ったことは、その前に瑞穂市はどうなっているのと思いません。

私、たしか総括質疑で申し上げたと思うんですが、瑞穂市の市民センター、公民館は、一つも整備されておられません。ところが、整備されているところがあって、本田コミュニティセンターだけは、前年度ですか、何年前でしょうか、早々と整備され、また今年度だと思いますが、市民センター、公民館に先立って、総合センター、使用料が2倍から4倍もかかると、同じ時間でも。季節によって違うんですけど、時間によって。そういうところを早々と整備したと。大きい判断違いじゃないでしょうかというふうに総括質疑で申し上げましたが、このような瑞穂市の無線LAN環境整備の現状について、どのような御認識をお持ちか、ぜひお聞きしたいと思えます。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 10番 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 議席番号10番 若井でございます。

総括質疑の際にくまがい議員がそのことを質問されたことはよく覚えておりますし、そのときの答弁も瑞穂市においては、公共施設のW i - F iということが非常におくれておるということも認識しております。

自分自身も一般質問の際に、このまちには観光協会もないということを質問させていただきました。要は、中山道の質問をさせていただいたときに、たくさんの方がこの地域に地域外から来られておりますけれども、いろんな形で目的を持って来られるとは思いますが、例えばその方たちが瑞穂市の公共施設でいろいろと情報をとろうと思ってもとれる場所がないというようなことを、今回の意見書の内容ではインバウンド、要するに海外の方が日本に来られたときに、民間の施設でも情報をとることが非常に困難だということが非常に多く意見として寄せられておると。そういう観点から物事を考えていきますと、当市においてもW i - F iの

環境が非常におくれておるといふふうに認識をしておりますし、また公共の市民センター、公民館等であればですけれども、市民の方がいろんな情報をとりたいたいに、そこに行けばWi-Fi環境が整っていて、このまちのこと、さらにはほかの情報もとれるような環境を整備していただきたいという思いもありまして、防災拠点のことを強くお訴えをすることは、自分の本意でございますけれども、よくよく2020年に向けて、東京オリンピックに向けて、国がそういう整備をしようとしておるのであれば、これは民間の力を頼るということでございますけれども、そういったこと環境を整えていくということであれば、当市もおくれておることの現状をしっかりと踏まえた上で力を入れていただければというふうに思いますし、そういうところに対して国が財政の支援措置を行うことの見解ということ御認識をいただければというふうに思います。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 堀武。こんな質問はしたくなかったんですけども、本田コミセンに無線LANを入れた経過というのは、早瀬副市長が一番知っているように、なかなか大変だったんです、入れること自体が。スマホがあるとか、いろいろなことで。僕、何回も一般質問して、やっと入れたのが現状。だから、それ以外に、例えば牛牧コミセンとか、ほかに入れることもどうかといったことに関しては、本田コミセンにあるんだから、そこを利用すればいいというようなことで、防災観点云々からすると、それはなくても済むんじゃないかというようなことでなかなか入らなかった。

やっと総合センターに入ったというんですけど、あそこもないから使えないということで、いろいろな計画があったということをお知り願いたいと思うんです。

だから、本田コミセンに入った入ったと言われるけれども、あれも最初、予算云々で700万かかるとか、いやそうじゃないと、ほとんどお金はかからなくてできるし、それからグレードアップするような形で来た、その経過があったということだけお知りがあったのかどうか。だから、今言うような形で知れば、くまがい議員がいつ一般質問されたかわからんけれども、もうずっと前にこれに関して言えば、本田コミセンだけでなく、ほかにも入れるべきではないかということをやっていたということだけは御理解していただきたい。

だから、そういうような形でいけば、お金がそんなにかかるわけじゃないんですから、入れた経験からすれば、本田コミセンに入れた金額だって莫大に金額はかかっていないんですから、だから、今言うような公共施設に関して言えば、やっていただきたいということで今も思っておるものですから、そのようなことで若井議員もぜひ話を行政のほうにしてほしい、そのようなことでいえば、市長、副市長、過去のことは言いませんから、過去はそういうようなことで、これに関していえば、進んでいなかったのも事実ですから、事実を確認して、ぜひお願いした

いということで私は御理解をしておいていただけたかどうかということで少しだけ、その点だけの御質問をさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 10番 若井千尋です。

今回、この意見書を提出させていただいたきっかけというのは、この前、一般質問でもさせていただきましたけど、避難所開設訓練に参加させていただいた折に、防災拠点となる避難所で情報をとろうと思いますと、特別な電話が3台ぐらいあって、それしか情報がとることないような話をされていたことがあって、要は学校の体育館等もW i - F i の環境がまだ十分整備されていないという。そこに関しては、本田コミュニティセンターがそういう御苦勞があったことは、正直なところ、細かくは存じ上げていませんでしたけれども、最初にお話ししたように、防災拠点になるところをまず環境整備するということと、またこれが整備されていけば、ふだん市民の方にもっと活用していただけるような状況に持っていくという環境の整備につながっていくと思いますので、何でもそうだと思いますけれども、最初のところは御苦勞があった。ただ、それがいいことであれば、どんどん環境整備していくという思いで、本田コミュニティセンターさんのほうが一足先に環境整備されておられれば、市内全体に考えたときに、公的な場所がありますので、そういうところでそういった環境を整えていただくことを望むことは大事なことだというふうに認識しております。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 議席番号4番 鳥居佳史です。

公衆無線LANは、基本的に特に私は、若井議員が言っておられるように、防災のときに大いに役に立つと思います。

ただ、オリンピックに向けて、外国の観光客用という部分では、一つ注意点があるなと思います。今、オリンピックに向けて、テロとかいう問題の危惧の高まりでもって法案等が整備されようとしております。実は、この公衆無線LANというのは、誰でも使える。自由に登録できるという一番便利な使い方はそういうことです。つまり、誰でもネットに接続できる。そして、もっと言うと、SSIDとちょっとわかりにくいかもわからないんですけども、LANスポットの設置者に悪質な人がおれば、自分自身が成り済まして無線基地を設置できるということで、簡単に言うと、傍受とかができるということです。つまり、セキュリティーが脆弱になるということです、公衆無線LANについては。

それで、京都で実はこういう事例があるんですね。京都で観光のまちですから、いち早く公衆無線LANをやったんですね。それで、使いやすいように、一般的には自分のメールアドレス

スを登録して使えるようにするんですが、京都では一切そういうことをやらず、誰でも使えるようにした。そのために、京都府警からセキュリティー上問題があるということで、京都府警がそういう改善を要望したということがあるんですね。犯罪に使われやすいから、セキュリティーに注意するよというということで。まさにそのセキュリティーの部分を、ぜひ導入に当たっては十分考慮をしないと、オリンピックに向けて、テロ対策、犯罪がないようにしている一方、実はそういう犯罪が容易にできやすいシステムの一つなんですね。ですから、大いにセキュリティーの部分を考慮して、外国人の環境対策についてはやっていただきたいなという思いがあるんですけども、その点についての御見解があればお聞きしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 10番 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 議席番号10番 若井千尋です。

今、鳥居議員のおっしゃる質問になるべくならばしっかりお答えしたいと思いますんですが、私もこのプロではございませんが、大規模災害の発生における公衆無線LANの無料開放におけるガイドラインというのがございます。これは今おっしゃったSSIDの中で、防災に関しては「0000 JAPAN」という部分のキーワードだと思いますけど、この部分で防災の情報をとっていくということが一つでありますし、今おっしゃったWi-Fiの環境をセキュリティーの面から、まず1点は、公共の部分に考えた場合、ここにはセキュリティーの考慮点がございまして、対象エリアとか無料開放、期間のことも関係してくるんですけど、これは各自自治体で決めるようになっておるように書いてあります。一般的にセキュリティー対策とユーザーの利便性というのは相反するもの。要するに、便利なんですけれども、セキュリティーのことが非常に問題になってくるというのは、今御指摘があったとおりだというふうに思います。

この中で、無線LANに係る情報セキュリティー対策に関しては、総務省がいろいろ対策を講じておることがマニュアルと申しますか、この運用の中に載っておるそうなので、ここに対しては自治体を取り入れる場合は、そこを参考にしてほしいということもまずはおたっております。ですから、非常に便利な部分ではありますけど、危険性があるということもこの部分では認識をしておりますが、ただ、危険性を最優先にするのか、災害時に情報をとりやすいという環境を整備するのかということをしてんぴんというか、どちらが大事かということ考えた場合に、まずもって、この地方においては、避難場所となる防災拠点に関してのWi-Fiの環境をしていくべきであるということの認識の中で、それに早く打ち出たところに対して、先ほど言った財政措置がとられるということで思っております。

ですから、いずれにしても、事を起こす場合には、そのセキュリティーのことをしっかり考えていくということでございますし、また冒頭に話がありました外国人向けの云々、ホテルとかいうことに関しては、民間の力をかりるということも書いてありますので、環境を整備するという上では進めていかならない問題ですけども、当市のことをまず考えた場合は、防災拠

点のほうを最優先に考えていただければというふうに思います。言葉が足りませんので、また御質問があれば答えていきたいというふうに思いますが、今自分がお答えできる範囲は、このことがいっぱいだと思います。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 防災のことについては、本当に異議はありません。東京オリンピック等の外国人観光客向けに整備するという部分についての危惧をぜひ、十分それを踏まえてやっていただきたいという要望ということで言わせていただいて、終わります。

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 10番 若井千尋です。

今、鳥居議員がおっしゃった部分で、今お話ししましたけれども、外国人の観光客が日本に入られたときに、ホテル等に泊まったときに情報をとりづらいということの困ったこととして30.2%の御意見があったということで、今お話ししましたセキュリティーのことはしっかり考えていただくということは大条件なんですけれども、やはり外国人の方が日本に来たときに情報がとりにくいと。そういう意味で、やっぱり2020年のオリンピックというのは、また日本から世界に発信していける一大イベントだというふうに思いますので、公共的なハードの整備もそうでございますけど、こういった情報をとれる無線LANの環境もしっかり整備していただきたいということの意味を含んだ意見書であるということをお理解いただければと思います。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。

発議第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第28 議員派遣について

○議長（藤橋礼治君） 日程第28、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、議員派遣についてを会議規則第169条の規定により提出しております。内容については3件ございます。

議会事務局長より説明をさせます。

○議会事務局長（広瀬照泰君） 議長にかわりまして、3件説明します。

まず1件目は、平成29年4月20日に、東海市議会議長会主催の定期総会及び情報交換会が愛知県名古屋市のキャッスルプラザで開催されるため、議長に同行して出席する副議長を派遣するものです。

2件目は、平成29年5月18日に、中濃十市議会議長会主催の議長会議及び情報交換会が可児市にて開催されるため、議長に同行して出席する副議長を派遣するものです。

3件目は、滋賀県大津市の全国市町村国際文化研修所で開催される市町村議会議員研修会です。研修所で受講決定された人数により議員を派遣するもので、社会保障制度や財務、予算、防災、議会改革などについて理解を深めていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） この件につきまして、御異議はありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり、派遣することに決定をしました。

なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、派遣の内容に変更が生じた場合は議長に一任を願います。

閉会の宣告

○議長（藤橋礼治君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成29年第1回瑞穂市議会定例会を閉会いたします。大変御苦労さまでございました。

閉会 午後4時19分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成29年3月22日

瑞穂市議会 議長 藤橋 礼治

議員 松野 貴志

議員 松野 藤四郎